

国立市文化芸術

推進基本計画

目次

第1章	計画の概要	1
1-I	策定の背景	2
1-II	策定の目的	5
1-III	計画の位置づけ	7
1-IV	計画期間	8
第2章	国立市文化芸術条例の解説【計画の方向性】	9
2-I	国立市文化芸術条例の解説【計画との関連性】	10
第3章	国立市の文化芸術に関する現状と課題	17
3-I	文化芸術環境	18
3-II	文化芸術団体	22
3-III	歴史・文化遺産	24
3-IV	市民ニーズの把握	27
第4章	具体的な施策の展開	33
4-I	施策の体系及び推進の考え方	34
4-II	基本理念1	38
4-III	基本理念2	42
4-IV	基本理念3	47
4-V	基本理念4	53
第5章	計画の推進体制	61
5-I	計画の推進体制	62

第1章 計画の概要

1-I 策定の背景

近年、文化芸術を取り巻く状況は大きく変化しています。特に国の文化芸術政策は、文化芸術振興基本法や文化財保護法の改正等の法整備、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定に加え、時代の変化に応じた取組を推進していくため、文化庁の機能強化及び京都移転が決定されるなど「文化芸術立国の実現」に向け、歴史的転換期を迎えていると言えます。

一方、東京都では、世界的な文化都市東京の実現を目指し、平成24（2012）年に「アーツカウンシル東京」を設置し、東京の独自性・多様性を追求したプログラムを展開しています。また、2020年に向け、平成24（2012）年のロンドン大会をしのぐ文化プログラムを実施すべく、さまざまなプロジェクトを展開しており、東京の多様な芸術文化を国内外に発信する取組が推進されています。

（1）国の動向（法整備）

平成29（2017）年に、「文化芸術振興基本法」（平成13（2001）年12月7日施行）が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。本法律改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。また、地方公共団体の責務として、「文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定されるとともに、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務となり、さらには、文化芸術の推進に係る体制の整備として、「都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等」の設置についても規定がなされました。

平成30（2018）年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30（2018）年6月13日施行）が制定されました。本法律では、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項が定められたところです。

また、文化施設の役割については、平成24（2012）年に制定された「劇場、音楽等の活性化に関する法律」（平成24（2012）年6月27日施行）において、文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点であることに加え、全ての国民が心豊かな生活を実現する場であり、また社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤であり、さらには地域コミュニティの創造と再生としての「新しい広場」や、国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」となる役割や機能も期待されていると示されました。

一方、文化財の分野では、平成30（2018）年に「文化財保護法」（昭和25（1950）年8月29日施行）が改正されました。今回の改正では、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方文化財保護行政の推進力の強化について規定がなされました。

（2）国の動向（計画策定）

文化芸術基本法の施行に基づき、平成30（2018）年に策定された文化芸術推進基本計画では、文化芸術政策が目指すべき姿や今後5年間の文化芸術政策の方向性が示されています。「文化芸術の創造・発展・継承と教育」「心豊かで多様性のある社会」など、4つの目標を掲げるとともに、これを実現するための6つの戦略が定められています。本計画を推進することにより、文化芸術の「多様な価値」を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」の実現を目指していくことが述べられています。

また、平成29（2017）年には、文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として「文化経済戦略」が策定されています。本戦略においては、「未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展」「文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現」など、6つの視点に基づき6つの重点戦略が掲げられています。

（3）東京都の動向

東京都は、平成27（2015）年に、「東京文化ビジョン」を策定しました。「東京都の芸術文化振興における基本方針」「2020年東京オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に向けた文化プログラムの先導的役割」 「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」の3つの性格を有する本ビジョンは、「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤の構築」「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」などをはじめとする8つの文化戦略に基づき、東京2020大会を視野に入れながらも、本大会のレガシー^{※1}として東京を世界のどこにもない文化都市にするための施策展開が図られています。

また、東京2020大会の文化面での取組として、これまでに「Tokyo Tokyo FESTIVAL（旧東京文化プログラム）」として多彩なジャンルの文化事業が開催されてきました。今後は、2020年に向け、いっそうの盛り上がりを見せていくとともに、「オール東京」での更なる文化面での盛り上がりを醸成するため、Tokyo Tokyo FESTIVALの都内区市町村との連携が図られるなど、伝統と現代の共存をはじめとした独自性・多様性を持つ東京の文化を発信していくための取組が展開されていきます。



背景、現状・課題の抽出

- ◇文化芸術基本法の改正
- ◇文化財保護法の改正
- ◇劇場、音楽等の活性化に関する法律の施行
- ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
- ◆東京2020大会の開催

※1…東京2020大会後に次世代に遺すべき有形・無形の社会的、文化的遺産。

1-II 策定の目的

国立市は、東京都の中央部に位置し、市の面積は8.15km²で、日本国内で4番目に小さな規模となっています。一方、「文教都市くにたち」という言葉に象徴されるように、市内には多くの教育機関やさまざまな文化や芸術に親しむ店舗が立ち並び、市民が中心となった文化芸術活動が市内の至るところで展開されています。

(1) 国立市の歴史・特性

国立市は、多摩川の河岸段丘の上に発展し、かつては農業が盛んな地として知られ、江戸時代には現在の甲州街道（都道256号八王子国立線）を中心に民家が建ち並んでいました。明治22（1889）年の「谷保村」の誕生を礎にし、大正時代の箱根土地株式会社による「大学町」開発に伴う一橋大学や国立音楽大学といった教育機関の移転、戦後の市民を中心とした文教地区指定運動等により、「文教都市くにたち」として発展してきました。

現在、国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。

このように、8.15km²のコンパクトな空間には、文化や芸術を享受する大らかな気風が満ちており、文化と芸術に親しむ人々が多く暮らし、集うまちとなっています。

なお、国立市が有する文化芸術資源やこれに伴う課題については、第3章「国立市の文化芸術に関する現状と課題」において、詳細な解説を行っています。

(2) 国立市文化芸術条例の制定

(1) のとおり、市民が中心となって作り上げられた「文教都市くにたち」にあっ
て、市では、文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため平成30（2018）年に「国立市文化芸術条例」を制定しました。（平成30（2018）年4月1日施行。）

本条例は、「人間を大切にする」という市の理念にのっとり、4つの基本理念が定められているとともに、基本理念を受け、市や各主体が取り組むべき8つの基本方針が定められています。特に市については、第4条「市の責務」において、「市は、基本方針にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。」と規定されているとともに、第7条「文化芸術施策の推進に関する総合的な計画の策定」において、「市は、文化芸術施策の総合かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定するものとする。」と規定されており、これらの条項を受け、国立市文化芸術推進基本計画を策定することとしたところです。

なお、本条例については、第2章「国立市文化芸術条例の解説【計画の基本的な考え方】」において、詳細な解説を行っています。



背景、現状・課題の抽出

◇市民の手によって築かれた「文教都市くにたち」

1-Ⅲ 計画の位置づけ

国立市の最上位計画である総合基本計画（第5期基本構想第1次基本計画）を受け、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示していきます。また、平成29（2017）年に策定された「国立市教育大綱^{※2}」では、生涯学習、芸術・文化、スポーツの振興の分野において、「個性ある賑わいと自然の共生したまちくにたち」、「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現のため、さまざまな施策を展開していることから、本大綱とも整合を図ることとします。

また、その他の分野別計画の推進に、文化芸術の要素や視点を提供するとともに、連携した文化芸術施策の積極的な展開を図り、市全体として文化と芸術が香るまちづくりを目指していきます。

【図1】他計画との連関図



背景、現状・課題の抽出

◇総合的な文化芸術施策の推進

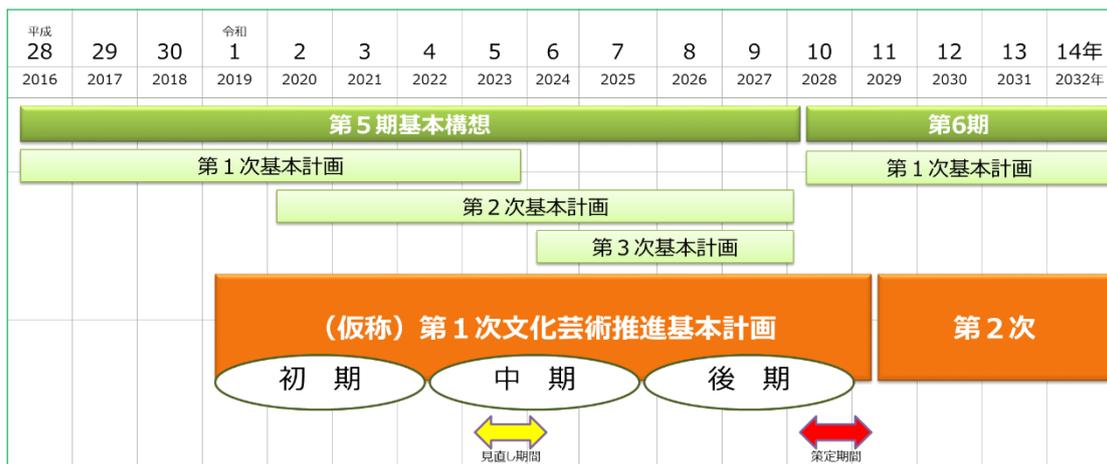
※2…市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。平成27（2015）年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が教育大綱を定めることとなった。

1-IV 計画期間

本計画期間については、【図2】のとおり、最上位計画である総合基本計画（第5期基本構想第1次基本計画）の基本計画と同様、8年とします。ただし、第1次計画については、現行の総合基本計画の計画期間を考慮し、10年程度としています。実際には、現行の総合基本計画の終期から1年間のズレを生じさせていますが、これは、総合基本計画の内容を次期の文化芸術推進基本計画に反映できるようにしたためです。

また、社会情勢等の変化を適切に反映できるよう、計画期間中にも見直しを行っていきます。

【図2】 計画期間



第2章 国立市文化芸術条例 の解説【計画の方向性】

2-I 国立市文化芸術条例の解説【計画との関連性】

第1章でも述べたとおり、国立市では平成30（2018）年に国立市文化芸術条例を制定しました。国立市文化芸術推進基本計画は、条例の趣旨や内容に基づき策定を行っています。よって、本章では、条例について解説を行いつつ、計画の基本的な考え方を示していきます。

（1）前文

本条例には、国立市が持つ歴史的特性や風土、文化と芸術がもたらすもの、そして、今後の願いが述べられたコンパクトな前文があります。

計画の推進にあたっては、この前文の言葉どおり、これまで培われてきたものと、文化と芸術が有する可能性を大切にし、このまちに集う全ての人々が、文化や芸術に親しむまちを目指していきます。

【国立市文化芸術条例 前文】

国立市は、豊かな風土に恵まれ、落ち着いた街並みをもつ美しいまちです。地域の伝統や歴史、また大学をはじめとする様々な学びの環境を礎として、市民が力を合わせて築いてきた「文教都市くにたち」には、多様な文化と芸術を享受する大らかな気風が満ちています。

文化は市民社会の大切な基盤をつくり、芸術は人々に活力と新たな感性をもたらします。

国立市に暮らし、集う全ての人々が、文化や芸術に親しみ、心豊かに過ごせるよう、この条例を制定します。

（2）第1条「目的」【計画の目標】

第1条は、条例の目的について規定しています。平成29（2017）年に改正された文化芸術基本法第4条「地方公共団体の責務」^{※3}の規定にのっとり、市の責務等を明らかにするとともに、文化芸術施策の推進に必要な基本的な事項を定めることで、「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現に役立てることを目的としています。

よって、本計画の目指すべき姿についても、条例と同様、以下のとおりとしました。

※3…地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

計画の目標

「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現

(3) 第2条「基本理念」【計画の4つの基本理念】

第2条は、文化芸術施策を推進するにあたっての基本理念について規定しています。国立市は、すべての人たちの命・尊厳・生活を大切にし、平和と自由を尊重する「人間を大切にする」というフレーズをまちづくりの基本理念としています。これを前提としつつ、「文化芸術活動の支援と活性化」「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」「文化芸術によるつながりの創出と交流の促進」「文化芸術を楽しむ環境の創造と次世代への継承」をキーワードに、4つの基本理念が設けられています。

計画における基本理念も、条例の基本理念を尊重し、これらに沿った施策や事業を立案することとしました。

計画の基本理念

1. 文化と芸術に関する活動に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その積極的な活動の支援を図ること
2. 特色ある文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとすること
3. 文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携し、及び協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること
4. 文化や芸術を楽しみ大切にする気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること

（４）第３条「基本方針」【各施策の横断的な視点】

基本方針は、基本理念を受け、各主体が取り組むべき具体的な方針となります。基本理念を踏まえ、８つの基本方針が設けられています。

１号は、あらゆる人々に幅広く文化芸術に関われる機会と環境を整備することを、２号は、多様な文化芸術活動を支援することを、３号は、国、他自治体、学校、地域などと連携・協働し文化芸術施策を推進していくことを、４号は、文化芸術を通じた国内外との交流を推進していくことを、５号は、情報の収集と発信を積極的に行うことを、６号は、伝統文化や文化財を保護・活用することを、７号は、文化芸術活動を担う人材育成を行うことを、８号は、文化芸術の振興や次世代への継承の重要性を考慮し、特に若い世代に文化芸術活動に携わる機会をいっそう充実させていくことがそれぞれ明記されています。

計画上の基本方針の取扱いとしては、基本理念に沿った施策・取組に、基本方針の視点を有するものとするといったように「横串し」のイメージとしています。（第４章の施策の体系図を参照。）

（５）第４条「市の責務」【庁内検討委員会の設置】

基本理念、基本方針では、主体を問わず文化芸術施策を推進していくために必要な事項について述べられていますが、市の責務では、国立市が行政として果たすべき責務について述べられています。

特に、２項は、文化芸術を総合政策として捉え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図るよう規定されています。

本条項を受け、計画策定にあたっては、施策の体系や文化芸術関連事業を整理するにあたり、関係課を含めた調整を行うため、庁内に（仮称）国立市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置し、後述する国立市文化芸術推進会議から提出された施策・事業案について検討を行いました。

【表1】 庁内検討委員会の検討経過

日 時	検討内容
平成 30 (2018) 年 6 月 21 日	第 1 回検討委員会 ・ 国立市文化芸術条例について ・ 計画の基本的な考え方について、他
平成 30 (2018) 年 6 月下旬～7 月上旬	各課における文化芸術関連事業の調査
平成 30 (2018) 年 9 月上旬	施策マネジメントシートに関する調査
平成 30 (2018) 年 12 月下旬～平成 31 (2019) 年 1 月上旬	施策・事業案に関するヒアリング
平成 31 (2019) 年 1 月 11 日	第 2 回検討委員会 ・ 計画の検討経過について ・ 施策・事業案について、他

（6）第5条「市民の権利と役割」

前提として、市民は自由に文化芸術活動を行い、携わり、鑑賞する等の権利を有していることが明記されています。

また、市民が文化芸術活動を自ら創造し、楽しみ、さらには支えることで、行政や団体とともに一丸となって国立市の文化や芸術を発展させ、いきいきと過ごせるまちとするとともに、それを継承していけるよう、市民の役割についても明記されています。

（7）第6条「文化芸術団体の役割」

文化芸術団体とは、市内の文化芸術活動に携わっている組織化された団体（事業者、グループ、法人、連盟等）を指します。

文化芸術団体は、その専門的な知識や技術を生かし、自由で多様な活動を行うことで市内の文化芸術活動を支えるとともに、市民への活動機会の提供などを行うことで、文化芸術活動の振興に努めることが規定されています。

（8）第7条「文化芸術施策の推進に関する計画の策定」【文化芸術推進基本計画】

第4条「市の責務」の第1項では、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進していくことを規定していますが、これを実現するために必要な実効性のある計画の

策定について規定しています。本条項を受け、市では、平成30（2018）年5月に、後述する国立市文化芸術推進会議へ「（仮称）国立市文化芸術推進基本計画（案）について」として諮問を行い、計画策定に向けた検討を行っています。

（9）第8条「推進会議の設置」【文化芸術推進会議】

計画の策定や、計画自体が文化芸術施策を推進していくうえで実効性を有するものとなるよう、計画の進捗状況等について点検・評価を行う推進機関「国立市文化芸術推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置することについて規定しました。

推進会議は、国立市文化芸術推進会議規則に基づき、学識経験者2名、文化芸術関係者5名、学校教育関係者1名、市民2名の10名で構成されています。平成30（2018）年に計画案について諮問を受けた推進会議では、合計12回の会議を開催し計画案についてさまざまな検討を行い、平成31（2019）年4月に教育委員会へ計画案を答申したところです。

【表2】推進会議の検討経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成30(2018)年5月14日	委嘱状の交付 議長・副議長の選出、他
第2回	平成30(2018)年6月18日	ヒアリングの実施(テーマ:芸小ホール) 計画期間について、他
第3回	平成30(2018)年7月9日	ヒアリングの実施(テーマ:文化財、文化 芸術政策)
第4回	平成30(2018)年7月23日	ヒアリングの実施(テーマ:若者、観光)
第5回	平成30(2018)年8月30日	ヒアリングの振り返り 計画の構成案について、他
第6回	平成30(2018)年9月25日	施策・事業案の検討①
第7回	平成30(2018)年10月15日	施策・事業案の検討②
第8回	平成30(2018)年11月12日	施策・事業案の検討③
第9回	平成31(2019)年1月17日	施策・事業案について 計画の推進体制について
第10回	平成31(2019)年2月4日	国立市文化芸術推進基本計画(案)につい て
第11回	平成31(2019)年2月18日	国立市文化芸術推進基本計画(案)につい て
第12回	平成31(2019)年4月16日	パブリックコメント等の意見取扱いについ て 国立市文化芸術推進基本計画案(答申)に ついて

第3章 国立市の文化芸術 に関する現状と課題

3-I 文化芸術環境

国立市では、文化芸術施設として、芸術振興や地域文化継承のための施設が整備されており、多くの市民がそこで文化芸術活動を行っています。また、コミュニティ施設などの地域住民が集う場所では、展示会や発表会などの市民主体の文化芸術活動が行われていることに加え、公立小中学校をはじめとする教育機関では、児童・生徒・学生を中心とした数多くの文化芸術活動が展開されています。

さらに、市内には民間の画廊やアートスペースが数多く軒を連ねているとともに、練習場所としての音楽スタジオ等も設置されているなど、多くの民間施設が国立市の文化芸術環境を支えています。

一方、市が所有する施設については、各施設とも老朽化の進行や、社会状況の変化に伴う機能の強化といった課題に対応していく必要があるとともに、今後の文化芸術活動をより活発に行っていくために、官民が一体となり、各機関や施設と連携した取組を図っていく必要があります。

(1) くにたち市民芸術小ホール

くにたち市民芸術小ホール（以下、「芸小ホール」という。）は、市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与することを目的に、昭和62（1987）年11月に開館しました。国立市の特性であるコンパクトさを大切にし、出演者と観客の一体的交流が高められる336席の小ホールを中心に、スタジオ、音楽練習室、ギャラリー、アトリエを完備し、多くの市民に親しまれる施設となっています。

芸小ホールでは、小規模ホールの特性を活かしたさまざまな事業展開が図られているとともに、文化芸術活動を行う人々や団体の活動拠点となっているなど、文化芸術施策の推進に欠かすことのできない施設となっています。

一方、開館から30年を超え、建物の老朽化が進行していることから、これまでに耐震補強工事（平成26（2014）年）や外壁改修工事（平成30（2018）年）などの躯体工事が実施されてきました。今後は、電気設備や舞台設備などの老朽化に対し、どのように対応していくかを検討する必要があります。

(2) くにたち郷土文化館

くにたち郷土文化館（以下、「郷土文化館」という。）は、民俗及び自然その他文化、教育に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供するとともに、地域文化

の継承と創造並びにその発展に寄与することを目的に、平成6（1994）年に開館しました。メインテーマを「過去・現在・未来を結ぶー多摩川が育んだ段丘^{ハケ}とともに生きる私たちー」とし、国立市の歴史や文化を伝える常設展示室が設置されているとともに、個別テーマに応じた企画展が毎年4～6本開催されています。

また、展示に伴う講演会、歴史講座の開催や、収蔵資料を利用した市内小学生向けの体験学習など、年間を通じて様々な事業展開が図られていることに加え、貴重な文化財を後世に継承していく収蔵庫が完備されている等、アーカイブ機能も有しており、国立市が紡いできた歴史を伝承し、発信する貴重な拠点であると言えます。

一方、今後は常設展示室のリニューアルや、収蔵資料の増加に伴う新たな保管スペースの確保等の課題に対応していく必要があります。

（3）図書館

くにたち中央図書館（以下、「図書館」という。）は、市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供によって、市民の自己教育と文化活動に資するため、昭和49（1974）年に開館しました。図書館は、国立市における社会教育の中核施設として、市民の自主的な学びや地域住民の主体的・協働的な活動を促す役割を果たしていくため、こうした市民ニーズに応える事業を担っており、市民が文化芸術活動を行うための礎となっていると言えます。

（4）公民館

国立市公民館（以下、「公民館」という。）は、国立における環境浄化運動が、文教地区指定運動に発展し、その中で生まれた学生や婦人のサークル活動が公民館設立の機運となり、昭和30（1955）年に開館しました。公民館は、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図るという生涯学習の理念と、あらたな社会に対応する市民の多様な学習需要を踏まえ学習の機会を提供するとともに、学習成果を地域社会に生かしていく仕組みを構築するという社会教育における新たな役割に応える社会教育の中核施設としての機能を有しています。

公民館では、主催事業として、美術、文学、映画、詩などの文化芸術関連講座を開催していることに加え、市民の活動成果の発表の場として、くにたち市民文化祭が毎年開催されており、平成30（2018）年で63回目を迎えています。

（５）コミュニティ施設

市内には、地域住民が集えるコミュニティ施設が各地域に設置されています。前述の市民文化祭では、コミュニティ施設においても発表の場が設けられているほか、地域の季節行事や市民の趣味活動の披露の場ともなっており、市民や団体の文化芸術活動の充実に大きな役割を果たしています。一方、各主体が個別に活動を行っていることから、新たに活動に参加したい市民とどのようにマッチングさせていくかを検討していく必要があります。

（６）学校

市内には、8つの公立小学校と3つの公立中学校があります。各校では、学校の特色を活かしたさまざまな文化や芸術に関する教育活動が行われており、時に市民の目や耳を楽しませることもあります。また、教育活動のみならず、地区育成会や地域の団体と連携した文化芸術活動も展開されており、子どもたちにとって文化や芸術を学び、楽しむのに欠かせない環境となっています。

今後も、子どもたちに多くの文化芸術活動に携わる機会を提供するとともに、各校の活動成果や制作物等をより多くの市民に届けられるよう、披露の場や機会を確保していく必要があります。

（７）その他の教育機関

国立市内には、公立小中学校以外にも高校、大学、私立学校、専門学校といった多くの教育機関があり、そこで行われる文化芸術活動や教育機関そのものが貴重な文化芸術環境であると言えます。とりわけ、市内にある一橋大学は、兼松講堂をはじめとする歴史的建築物を有しており市の文化的な魅力を高めている一方、現在は移転していますが、かつて市内にキャンパスを有していた国立音楽大学とは包括連携協定を締結し、連携・協力事項に「文化芸術に関すること」を明記し、さまざまな事業で連携を行っています。

また、国立市外に目をやると、周辺には、武蔵野美術大学、多摩美術大学など芸術系の大学も多数存在しており、それらの学生が市内に在住していることも考えられることから、今後は、各教育機関との新たな連携や学生との協働した取組を行っていくことが期待できます。



背景、現状・課題の抽出

- ◆設備面を含めた施設の老朽化
- ◆新たな課題に応じた既存施設の機能強化
- ◆地域の拠点で行われる文化芸術活動の可視化
- ◆子どもたちの文化芸術環境の充実
- ◆教育機関との連携強化

3-II 文化芸術団体

文化芸術施策を推進にするにあたり欠かせないのが文化芸術活動を行う団体、事業者、連盟等の文化芸術団体です。第2章でも述べたとおり、国立市文化芸術条例では、第6条「文化芸術団体の役割」において、文化や芸術の継承、発展、創造に積極的な役割を果たすことに加え、相互連携を図りつつ、市民の文化芸術活動の振興に努めることが定められています。今後は、各団体の自主性や主体性を尊重しつつ、条例の趣旨に沿った活動が展開されることが期待されています。

(1) くにたち文化・スポーツ振興財団

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）は、文化・スポーツ事業等を企画、実施して、市民の文化、健康の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、昭和62（1987）年に設立されました。文化芸術分野においては、設立時の目的を念頭に、「市民の芸術文化振興の企画と実施事業」、「郷土に関する文化の伝承と振興事業」として多彩な事業や活動が展開されています。財団は、国立市の文化芸術施策の推進には欠かすことのできない存在であり、今後も多様化する市民ニーズを的確に捉え、地域との連携を図り、文化や芸術の継承・創造・発信と交流の充実に努めていくことが期待されています。

なお、芸小ホールと郷土文化館は、指定管理者制度導入により、平成18（2006）年より特定指定管理者として財団が指定され、運営されています。

(2) くにたちギャラリーネットワーク

前述のとおり、市内にはさまざまなギャラリーや画廊が軒を連ねています。こうした中、平成4（1992）年には、市内の20軒の画廊と、芸小ホール、郷土文化館、たましん歴史・美術館によりくにたちギャラリーネットワーク（以下、「ギャラリーネットワーク」という。）が結成されました。

ギャラリーネットワークでは、連携した取組として、美術館めぐり、美術講座の開催や、市内のギャラリー、コミュニティスペース、グルメなどの情報を紹介する「アート散策くにたち」の発行などが行われています。

(3) その他の文化芸術団体

市内には、各芸術連盟や同好会などをはじめ、大小を問わずさまざまな文化芸術団体があります。これらの団体は、前述のとおり、公民館やコミュニティ施設などで活動するとともに、市民文化祭や地域行事、市のイベント等において日頃の活動成果を披露しています。今後も、各団体の持続や活性化が図られるよう、活動場所、活動機会の確保に努めていく必要があります。



背景、現状・課題の抽出

- ◆文化芸術団体の活性化
- ◆文化芸術団体間の連携強化
- ◆活動場所、活動機会の確保

3-Ⅲ 歴史・文化遺産

国立市内では、古くは旧石器時代より人々の生活の様子を窺い知ることのできる歴史・文化遺産が発見されています。歴史・文化遺産は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくってはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。また、国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つでもあり、将来にわたって市民共有の財産として次世代に確実に引き継いでいく必要があります。

なお、市では、市内の文化財を積極的に保護していくため、平成10（1998）年に国立市文化財保護条例を改正し、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度を導入しました。平成31（2019）年4月1日現在、市内には国指定3、都指定3、市指定22の計28の指定文化財と、国登録6、市登録87の合計93の登録文化財があります。

（1）緑川東遺跡出土大形石棒

国立市内には旧石器時代から江戸時代にわたる29か所の遺跡があり、大形石棒が出土した緑川東遺跡は国立市の南西部、青柳1・3丁目に位置し、旧石器時代から江戸時代にわたる複合遺跡です。その中心となる時代は縄文時代で、早期後半の住居跡と炉^ろ穴^{あな}、中期中葉と中期末葉^{まつよう}の住居跡や土坑^{どこう}、集石土坑^{しきいしどこう}、敷石遺構^{しきいしごう}が検出されており、この一部より、完形の大形石棒が4本出土しました。

通常、石棒は被熱、破損していたりする事例が多いですが、この石棒はほぼ完全な形のもので4本並べ置かれた状態で出土したことから、縄文時代の石棒祭祀^{まいし}の具体的なあり方を考えるうえで、学術性が極めて高い価値があると評価され、平成29（2017）年9月に石棒と同時に出土した土器とともに国の重要文化財に指定されました。なお、本石棒は市が所有する文化財として、初の重要文化財指定となりました。

これまでも、他の博物館施設等での展示やメディア等での紹介が行われてきましたが、今後も積極的な活用を図ることで、国立市の文化財としての認知度向上に努めていく必要があります。

(2) 本田家住宅主屋・薬医門

本田家住宅は、江戸時代期より国立市谷保に建つ由緒ある建造物です。建造年代は特定されていませんが、室内に残る家づくりの安堵を祈願した祈祷札に享保16（1731）年とあることから、それ以前に建てられたと考えられています。主屋の建築当初の間取りは、食違六間型^{くいちがいわつまがた}で六部屋から成り、都内における遺構としては最古級とされています。また、甲州街道沿いに面する薬医門は、建築様式から幕末に建造されたと推定されています。切妻造銅板葺^{きりつまつくりどうばんぶき}の屋根で、馬に乗ったまま門をくぐれたとの伝承があるこの門は、「オウマモン」、「本田家の門」とも呼ばれており、建造当初から大きな改築なく、今日を迎えています。

本田家は、代々地主・名主として、また地域に貢献する医者、文人書家として各方面で活躍しており、主屋内には書籍や扁額^{へんがく}をはじめとする貴重な資料が数多く残されています。

なお、本田家住宅主屋及び薬医門は、平成23（2011）年に国登録有形文化財に登録された後、平成28（2016）年に貴重な文化財として活用しつつ、後世に遺してもらいたいという現当主の意向により主屋内に所蔵されている資料とともに、市に寄附されました。今後は、建造物と資料の両面において適切な保存と活用を図っていく必要があります。

(3) 旧国立駅舎

旧国立駅舎は大正15（1926）年に、当時の東京商科大学（現在の一橋大学）を誘致して、学園都市としての国立大学町を整備した箱根土地株式会社（現在のプリンスホテル株式会社）が建設し、鉄道省に寄附した建物で解体前は、原宿駅舎に次ぎ古い木造駅舎として知られていました。旧国立駅舎は長らく、くにたちのまちのシンボルとして親しまれていましたが、平成18（2006）年に、JR中央線の高架化工事にともない解体され、駅舎としての役目を終えました。しかし旧国立駅舎、赤い三角屋根の意匠は、駅前からなくなっても、市内のさまざまな事業者が扱うロゴや商品に用いられ続けてきました。旧国立駅舎の解体を惜しむ多くの方々の声を受け、市は、旧国立駅舎をほぼ元あった場所に再築する事業を進めてきました。

旧国立駅舎は「みんなに親しまれ、まちの魅力を高めるくにたちのシンボル」を再築の目的とし「まちのラウンジ」、「くにたちと出会う玄関口」、「歴史・文化・芸術の

発信拠点」といった活用コンセプトのもと、さまざまな機能を備え、創建当時の姿で令和2（2020）年に竣工する予定です。

（４）谷保天満宮

谷保天満宮は、国立市南部甲州街道沿いの立川段丘の縁にあります。学問の神様菅原道真公をご祭神とし、湯島天満宮、亀戸天神社とともに、関東の三大天神と称されています。その由来について『武蔵国多磨郡谷保村天満宮略縁記』によれば、菅原道真の第3子三郎道武がこの地に流され、三郎殿を建立したこと、また、はじめ本宿村の南天神島というところに創建され、津戸三郎為守が霊夢をみて現在地に遷したこと等を伝えています。

谷保天満宮は、その歴史の深さから、さまざまな文化財を有しています。国指定重要文化財である建治元（1275）年藤原経朝筆の扁額^{へんがく}「天満宮」や、鎌倉時代後期の「木造獅子狛犬」一対をはじめ、敷地内の鎮守の森である「社叢」^{しゃそう}は東京都指定記念物、村上天皇の時代の天曆年間（947年～957年）に都^{みやこ}から伝えられたものとされている谷保天満宮の獅子舞は、市の唯一の指定無形民俗文化財となっています。

また、毎年9月中旬に行われる秋の例大祭は、各町内会が多数参加し、多くの方々にぎわうくにたちの伝統的な祭典となっており、本例大祭において獅子舞の演舞を見ることができるようになっています。



背景、現状・課題の抽出

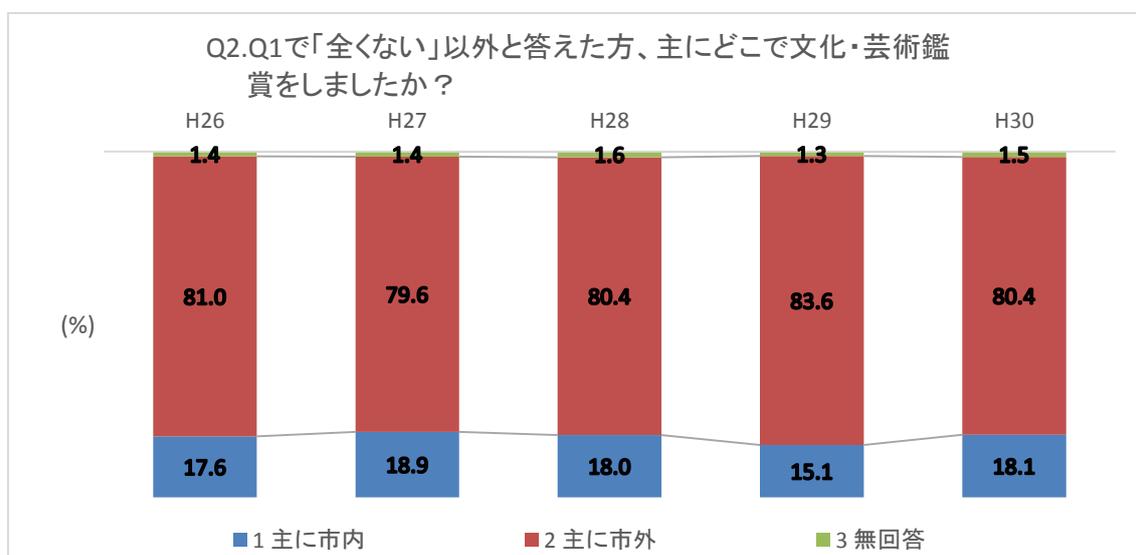
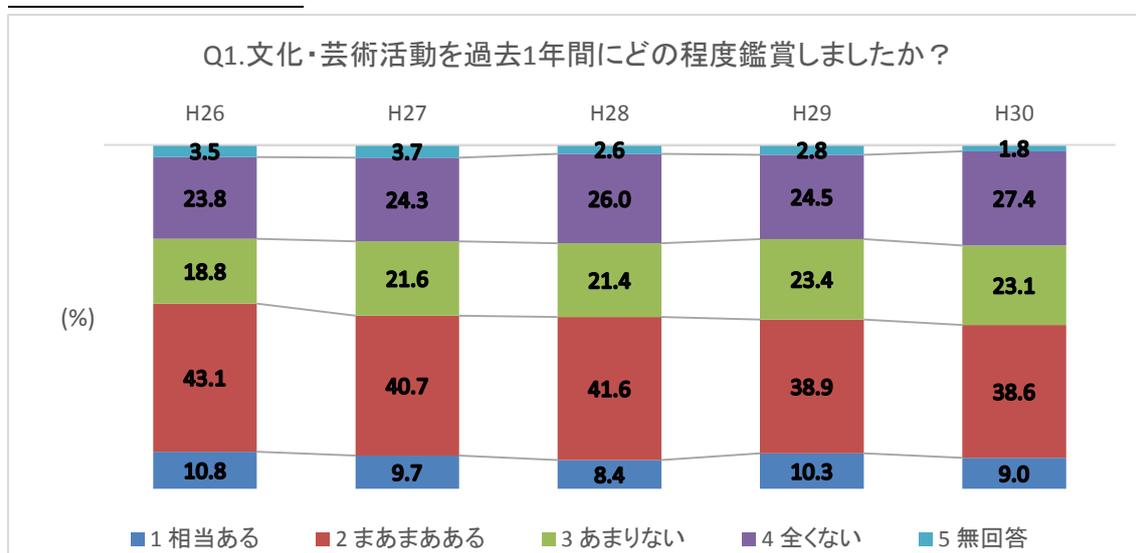
- ◆ 地域的、歴史的価値を有する文化財の保護
- ◆ 市所有文化財の適切な保存と積極的な活用

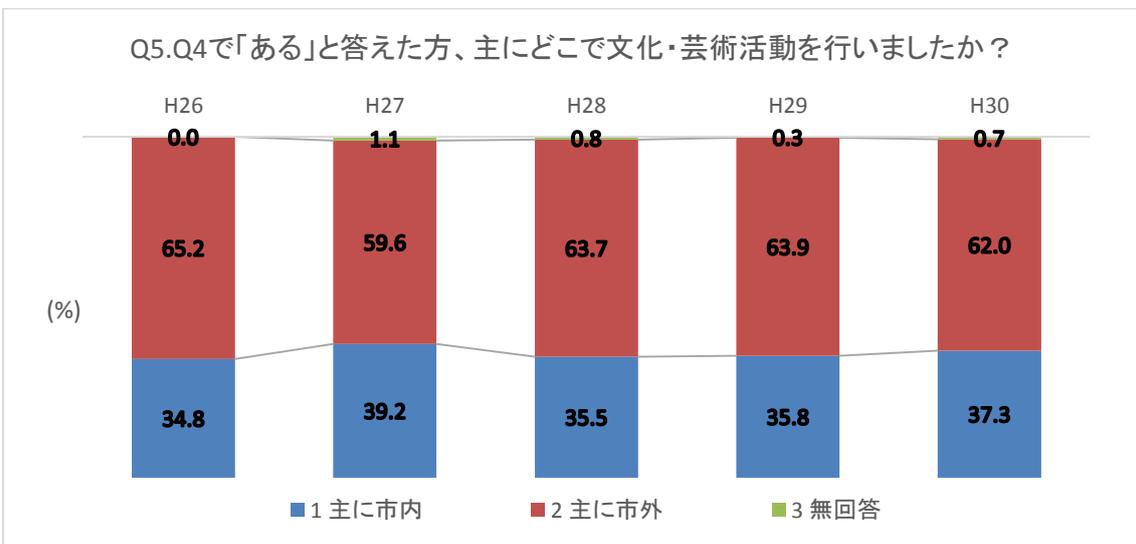
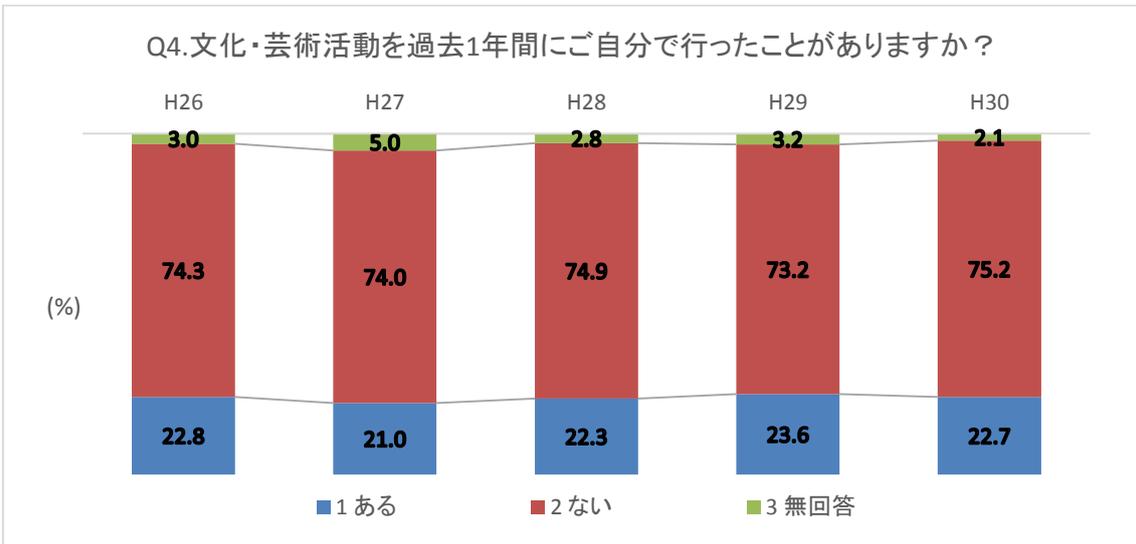
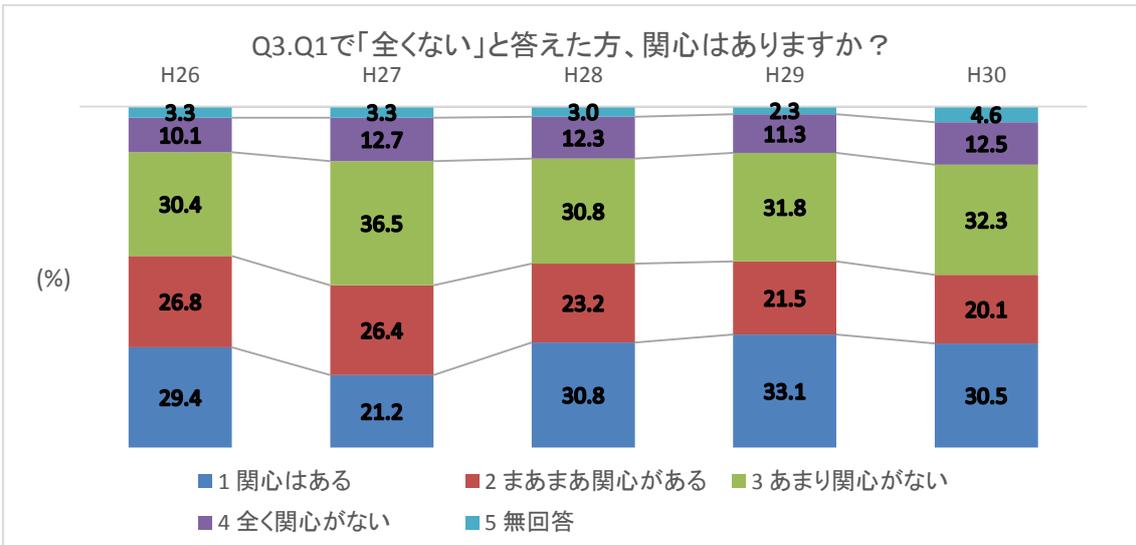
3-IV 市民ニーズの把握

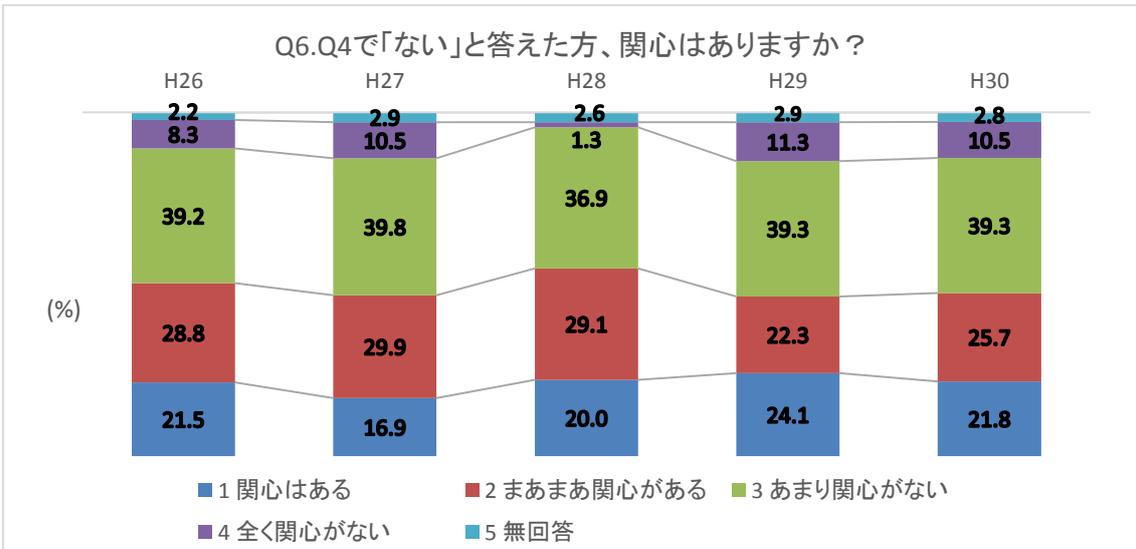
国立市では、市民の日常的な意識を把握し、行政評価システムにおける32の施策の指標の達成度等を把握するため、無作為に抽出された市民にアンケートを送付する市民意識調査を行っています。

本調査では、本計画に関連する調査項目として【文化・芸術活動】と【歴史・文化遺産】の2つがあり、過去5年間の調査結果の推移は以下のとおりとなっています。なお、市として文化や芸術に関する市民ニーズの把握は本調査のみに留まっていることから、今後は、多角的な調査方法を検討していく必要があります。

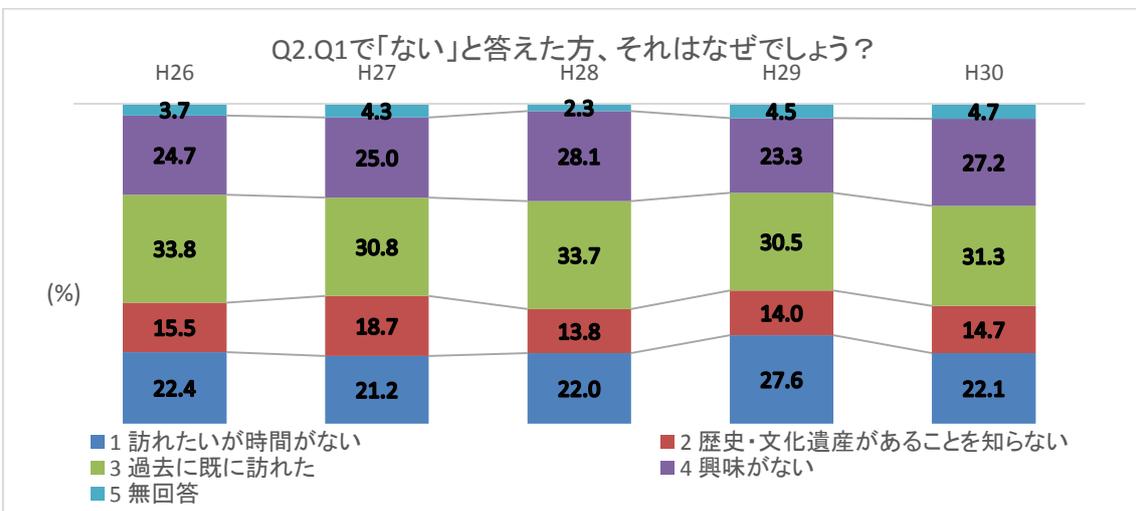
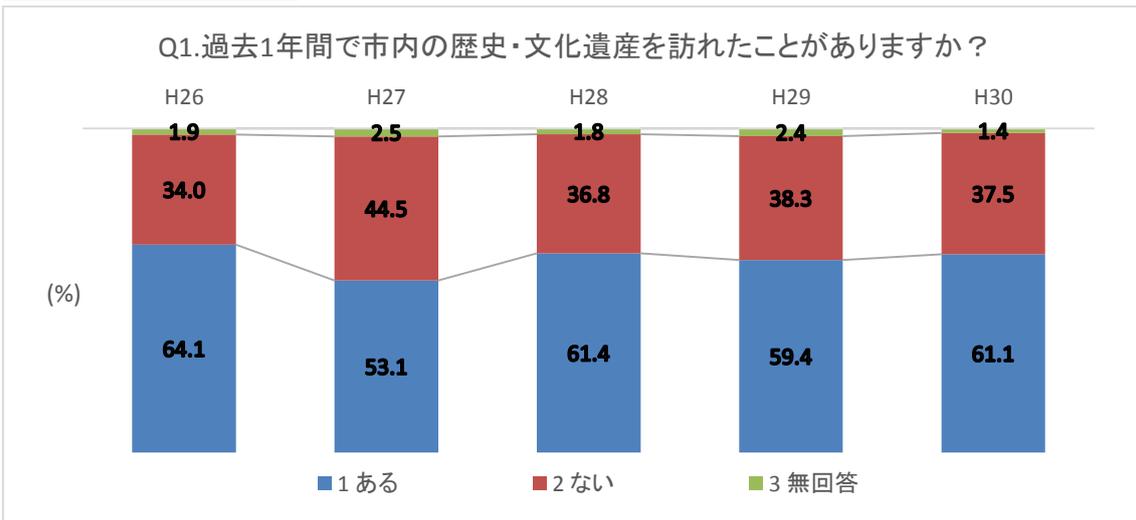
(1) 文化・芸術活動

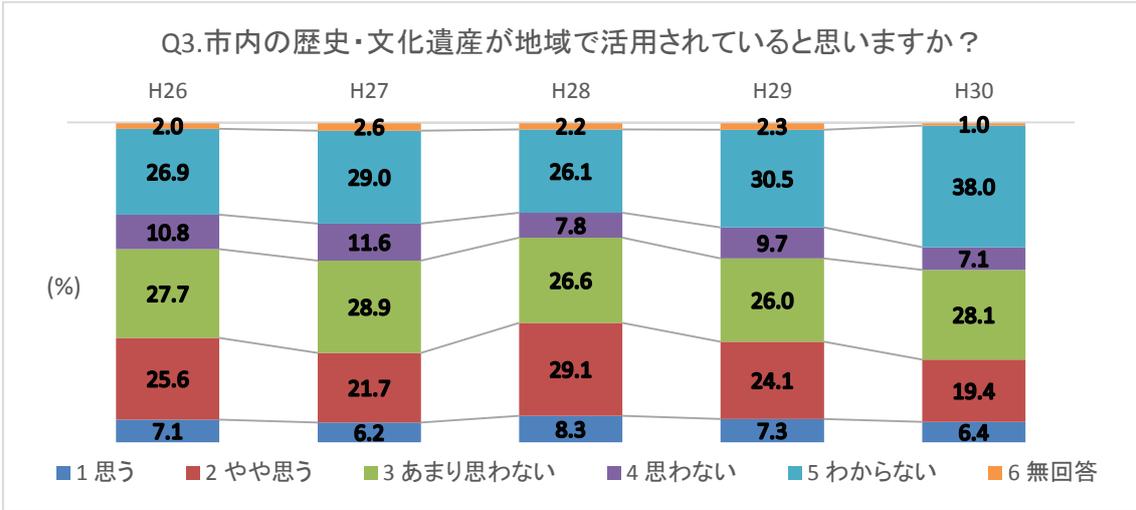






(2) 歴史・文化遺産





背景、現状・課題の抽出

- ◆二ーズ把握のための多角的な調査方法の検討

【表3】背景、現状・課題一覧表

◇…背景、◆…現状・課題

カテゴリー	背景、現状・課題
1-I 策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ◇文化芸術基本法の改正 ◇文化財保護法の改正 ◇劇場、音楽等の活性化に関する法律の施行 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ◆東京2020大会の開催
1-II 策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民の手によって築かれた「文教都市くになち」
1-III 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合的な文化芸術施策の推進
3-I 文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備面を含めた施設の老朽化 ◆新たな課題に応じた既存施設の機能強化 ◆地域の拠点で行われる文化芸術活動の可視化 ◆子どもたちの文化芸術環境の充実 ◆教育機関との連携強化
3-II 文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化芸術団体の活性化 ◆文化芸術団体間の連携強化 ◆活動場所、活動機会の確保
3-III 歴史・文化遺産	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域的、歴史的価値を有する文化財の保護 ◆市所有文化財の適切な保存と積極的な活用
3-IV 市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆ニーズ把握のための多角的な調査方法の検討

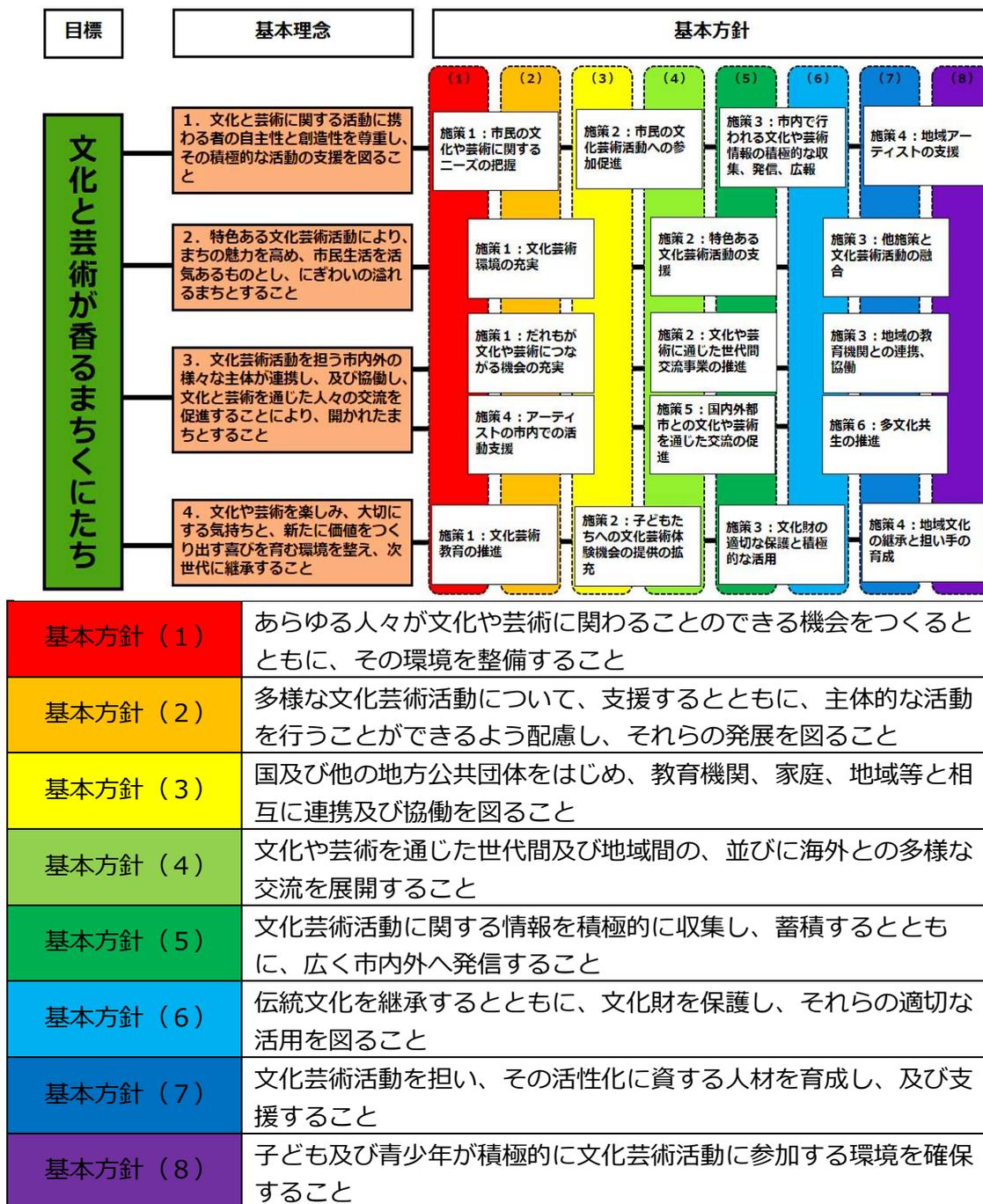
第4章 具体的な施策の展開

4-I 施策の体系及び推進の考え方

(1) 施策の体系

国立市文化芸術条例の趣旨を踏まえ、施策の体系を【図3】のとおりとしました。

【図3】 施策の体系図



(2) 施策立案の視点

(1) のとおり、条例の趣旨を前提としつつ、国立市の文化芸術に関する現状や課題、推進会議での検討結果を踏まえ、以下の視点を中心として施策及び今後考えられる取組を立案しました。

1. 市民

市民が文化や芸術を身近に感じることができるとともに、自由に自分らしさを表現できる開かれたまちを目指します。また、文化芸術活動を行っている市民の割合を増加させていくため、文化芸術活動の環境の整備や機会の充実に努めていくことはもちろん、市民目線に立ち、市民ニーズに応じた事業展開を行っていきます。

2. 出会い

多くの人々が文化や芸術に出会い、また、文化や芸術を通じて出会えるまちを目指します。国立市の特性を活かしたコンパクトでインパクトのある事業や、四季や景観を活かした取組を検討、実施することで「文教都市くにたち」としての魅力を高め、結果として、市内外の多くの人々が集い、つながることで、にぎわいの溢れるまちとなるような事業展開を行っていきます。

3. 独創性・創造性

独創性や創造性あふれる文化芸術活動により、市民意識を醸成するとともに、次世代を担う子どもや若者が夢を抱けるまちを目指します。新たな価値観や多様性を受け入れる国立市に息づく文化を大切に、創造性に満ち、意欲溢れる人材の支援を積極的に図ることで、文化と芸術を育めるまちとなるような事業展開を行っていきます。

(3) 施策推進の考え方

立案した施策の推進にあたっては、以下の考え方に基づき実施を図っていきます。

① 基本理念に則った既存事業の展開と拡充【初期～中期】

現在も各主体において、多くの文化芸術活動や関連事業が実施されていますが、今

後は、計画の基本理念を踏まえ、既存事業の拡充やブラッシュアップを図り、事業効果の増大を目指します。

② 他施策との連携による事業推進及び新規事業の展開【初期～中期】

文化芸術施策を総合的なものと捉え、福祉や教育をはじめとするあらゆる施策の推進において、文化や芸術が活かされるように他施策との積極的な連携を図っていきます。また、文化芸術施策と他施策の融合により、新たな事業を検討及び実施していくことで、それぞれの施策において相乗効果がもたらされるようにしていきます。

③ 新たな推進体制の検討と施策の推進【初期～後期】

第5章でも述べますが、計画の推進にあたっては、新たな推進体制による事業立案や情報集約・発信について議論がなされました。推進会議で出された意見を踏まえ、機能等を整理したうえで設置に向けた検討を進め、設置後は機能に応じた施策の推進を図っていきます。

④ 文化と芸術によるまちづくりの推進【通期】

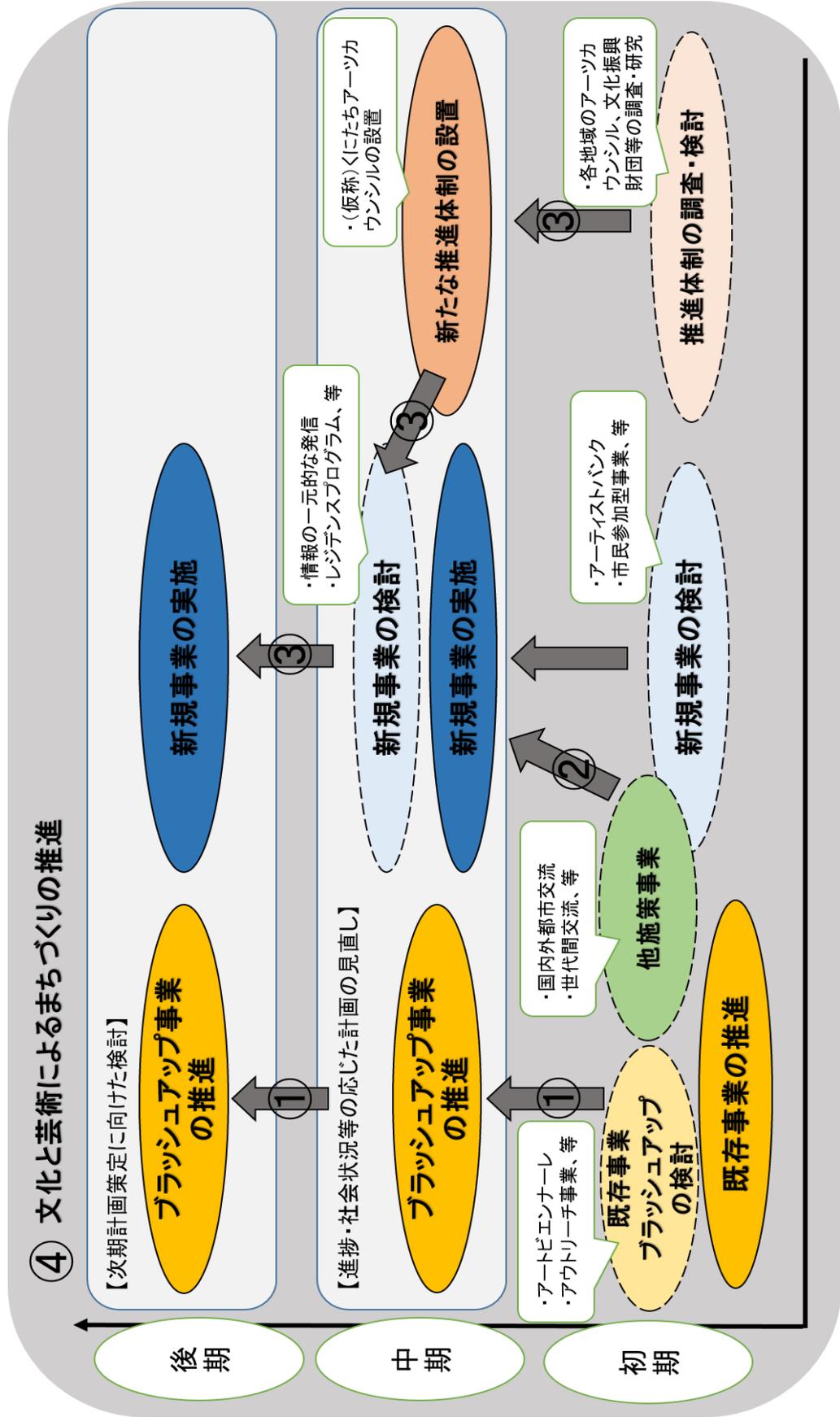
推進会議では、文化芸術施策をいっそう推進していくために、「1% For Art^{※4}」の議論や美術館やアートセンターといった施設の必要性について検討が行われました。特に、検討がなされた施設については、新たな財源調達方法として注目されているクラウドファンディング^{※5}やガバメントクラウドファンディング^{※6}等の検討や、今後のまちづくりの考え方に「文化芸術」の要素を盛り込むことにより、設置または既存施設への機能具備を検討していきます。

※4…公共建築の建設費の1%を、その建築物に関連・付随する芸術・アートのために支出しようという考え方。戦後の欧米で導入された制度で、近年では台湾、韓国などのアジア諸国でも導入されている。

※5…不特定多数の人がインターネットを通して他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

※6…地方自治体がプロジェクトの実行者としてインターネットを通して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組み。

【図4】 施策の推進イメージ



- ◎…現在の主な取組のうち特筆したもの
- ★…今後考えられる取組のうち特筆したもの

4-II 基本理念1：文化と芸術に関する活動に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その積極的な活動の支援を図ること

【基本理念1のイメージ：文化や芸術を「支える」、「広げる」】

市内には、文化芸術活動に興味を抱き、活動を行いたいと考えている人や、すでに文化芸術活動に携わっている人、さらには、それらに関わる技術やノウハウを提供したいと考えている人もいます。

市民が文化や芸術に対しどのような思いをもち、どのような活動を行っていきたいかを適切に把握するとともに、文化芸術活動に携わるための情報やきっかけを積極的に提供していきます。また、すでに文化芸術活動に携わっている人々へ新たな支援を行うことで、市内の文化芸術活動の活性化と総合的な振興を図っていきます。



(1) 基本理念1の具体的な施策

施 策 ①	◆市民の文化や芸術に関するニーズの把握
	<p>【説明】</p> <p>第3章でも述べたとおり、市では、毎年実施されている市民意識調査により市民の文化や芸術に対する興味や鑑賞状況、活動状況などを把握しているところです。</p> <p>また、芸小ホールでは利用者アンケートのほかに、毎年利用者懇談会を開催するなど、利用者ニーズの把握にも積極的に努めているところです。</p> <p>現在、文化芸術活動を行っている人の状況を詳細に把握するとともに、現在は活動を行っていないが、これから行いたいと考えている人のニーズを踏まえ、具体的な事業に活かしていくことが必要であることから、これまでの取組に加え、新たなニーズを把握するための手法を検討していきま</p>

	す。	
	主に合致する基本方針	(1)、(2)
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査（文化・芸術活動、歴史・文化遺産） ・芸小ホール、郷土文化館の利用者アンケート ・芸小ホール利用者懇談会
	今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 文化や芸術に特化したアンケート調査の実施 ・他施設における利用者懇談会の実施

★ 1 : 文化や芸術に特化したアンケート調査の実施…現在は、市民意識調査など幅広い分野の調査の一環として文化や芸術に関するニーズの把握に努めていますが、今後は、例えば、子どもや青少年を対象とした調査の実施や、広く「日常の文化」についての調査を実施するなど、多角的にニーズを把握し、今後の事業展開に活かしていきます。

	◆市民の文化芸術活動への参加促進	
	【説明】	
	<p>市内では、くにたち市民文化祭やくにたち市民音楽祭といった市民による文化芸術活動が積極的に展開されています。また、公民館では、参加のきっかけづくりとして、さまざまな文化芸術関連講座が開催されています。</p> <p>一方、第3章でも述べたとおり、市民意識調査によると、1年間に文化芸術活動を鑑賞した市民の割合は75%程度となっているものの、文化芸術活動を行っている市民の割合は20%程度に留まっています。</p> <p>今後は、興味を持ちつつも、これまで文化芸術活動に参加してこなかった、あるいは参加することができなかった市民に対し、新たなきっかけの場や興味を引く催しなどを提供していくことで、文化芸術活動を身近なものとし、携わる人々を増加させていく取組を実施していきます。</p>	
	主に合致する基本方針	(1)、(2)
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 くにたち市民文化祭 ・くにたち市民音楽祭 ・ホールとグランドピアノのシェア・プログラ

施 策 ②

		△ ・文化芸術関連講座・講演会の開催
	今後考えられる取組	★ 1 市民参加型事業の実施 ・出張講座の開催

◎ 1：くにたち市民文化祭…第3章でも述べたとおり、公民館を中心に開催されているくにたち市民文化祭は平成30（2018）年に63回目の開催を迎えました。市内の多くの文化芸術団体が集い、約1か月間にわたり日頃の活動成果を披露する本文化祭は、市民の文化芸術活動の促進に大きな役割を果たしています。

★ 1：市民参加型事業の実施…市民参加型事業^{※7}とは、市民が鑑賞者としてだけでなく、作り手の役割も担うような事業であり、他の自治体でも数多く実施されています。今後は、ニーズ等を踏まえ、これまでとは異なる事業展開を図ることにより、新たな層へのアプローチを行っていきます。

施 策 ③	◆市内で行われる文化や芸術情報の積極的な収集、発信、広報	
	【説明】 市内では、さまざまな文化芸術活動が行われていますが、これらは現在、市報をはじめとする紙媒体や、各団体のホームページ等を用いて発信されています。現在のところ、これらの情報は、各主体から個別に発信されており、文化芸術活動に参加したい市民にとっては、情報が集約されていないため少し分かりにくい面があります。 今後は、さまざまな種類の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） ^{※8} を効果的に活用する方法を検討するとともに、文化芸術活動に関する情報を一元的に集約し、発信する手法を検討するなど、より幅広く市民が情報を把握できるようにします。	
	主に合致する基本方針	（2）、（5）
	現在の主な取組	・サークル団体紹介 ・市報等、市が発行している各種刊行物による 情報提供
	今後考えられる取組	・SNS を活用した情報発信

※7…市民ミュージカル、市民オペラ等

※8…インターネット上における、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービス。

		・文化芸術イベントマップ・カレンダーの作成 ★ 1 文化芸術情報の一元的な発信方法の検討
--	--	---

★ 1：文化芸術情報の一元的な発信方法の検討…現在、文化や芸術に関わる情報は、主に芸小ホールや図書館、公民館などに集約されています。市内をはじめとする地域の文化芸術情報を効果的につなぎ合わせ、市民が効率的に情報を入手しやすくなるよう、人の往来が多い旧国立駅舎内への情報ブースの設置や、文化や芸術に特化した情報を発信するホームページの開設などを検討していきます。また、関連性が高い生涯学習情報と合わせた形での情報発信についても検討していきます。

施 策 ④	◆地域アーティストの支援	
	【説明】 国立市には、さまざまな分野に精通し、高いスキルやノウハウを持った人々が多数在住しており、また、国立市にゆかりのあるアーティストも多数存在しています。 現在、これらの人々は、芸小ホールをはじめとするさまざまな場所で活動していますが、今後は、地域のアーティストを、新たに活動を行いたい人や、イベント等においてアーティストを呼びたい人へ情報提供を行い、マッチングさせていくことで、アーティストの活動機会をいっそう確保し、増やしていけるよう努めていきます。	
	主に合致する基本方針	(5)、(7)
	現在の主な取組	・市民一芸塾 ・ホールとグランドピアノのシェア・プログラム △【再掲】
	今後考えられる取組	★ 1 アーティストバンクの導入

★ 1：アーティストバンクの導入…アーティストバンクとは、さまざまなジャンルで活躍するアーティストをデータベース化する取組で、多くの自治体で導入されています。データベースを公開することで、各種イベントの出演者探しに役立ててもらうとともに、アーティストにとっても活動機会の拡充につなげることができます。

4-III 基本理念2：特色ある文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとすること

【基本理念2のイメージ：文化や芸術で「にぎわう」】

⇒現在も、国立市ではさまざまな場所で、さまざまな主体による特色ある文化芸術活動が行われています。

今後も、魅力溢れる文化芸術活動が行える環境の適切な確保や、民間施設、公共スペースでの文化芸術活動の展開、作品設置の推進、くにたちらしいコンパクトでインパクトのある新たな文化芸術活動の実施により、「文教都市くにたち」としてのイメージの向上を図っていきます。

また、東京2020大会の開催に伴う文化プログラムの展開をはじめ、市外からも人を呼び込むため、新たな活動を展開することでまちのにぎわいをもたらします。



(2) 基本理念2の具体的な施策

施 策 ①	◆文化芸術環境の充実
	<p>【説明】</p> <p>国立市では、芸小ホール、郷土文化館、図書館、公民館といった公共施設を核とした文化芸術活動が展開されています。今後、市では旧国立駅舎や本田家住宅などの文化財の再築、(仮)矢川プラスなどの新規施設の建設に加え、給食センター、国立第二小学校など、老朽化した施設の改築を予定しています。これらの施設が「文教都市くにたち」の魅力を高めるものとなるよう、また、文化芸術活動の充実を図れる場所となるよう検討を行っていきます。</p> <p>さらに、新規施設の建設時や既存施設の改修時等に、アート作品を設置する取組や施設の歴史を知ってもらう取組を実施し、市民をはじめとした多くの方々に、施設に親しんでもらうきっかけづくりを提供していきます。</p> <p>一方、まち全体を文化と芸術が香るまちとして魅力あるものにしていく</p>

	ためには、市の取組のみでは不足することから、民間施設に向けてもアート作品の設置や展示を働きかけていきます。	
	主に合致する基本方針	(1)、(6)
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸小ホール、郷土文化館をはじめとする文化施設の管理・運営 ・ 旧国立駅舎再築見学会の開催 ・ 古民家萱葺き替え工事に伴う見学会、体験会の開催
	今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 文化と芸術が香る公共施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や公共空間の積極的な活用 ★ 2 公共施設への文化芸術作品の展示の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の機能維持及び向上 ★ 3 民間施設の活用推進 ★ 4 市民とアーティスト等による施設改装プロジェクト

★ 1 : 文化と芸術が香る公共施設の整備…今後整備が予定されている施設については、文化や芸術に触れられる場となるよう関係機関に働きかけていきます。また、実際の整備時には、費用面や安全面に考慮しつつ、施設の一部について意匠を工夫することや、芸術作品の設置スペースの創出などを検討していきます。

★ 2 : 公共施設への文化芸術作品の展示の拡充…市では、現在約 100 点の美術作品を所蔵しており、このうち十数点を市役所や芸小ホール等の公共施設に展示しています。今後は、管理体制や安全面に配慮しつつ、学校をはじめとする施設に所蔵作品を展示していきます。

★ 3 : 民間施設の活用促進…今後、設置が予定されている民間施設等については、文化芸術活動の展開や、アート作品の展示や設置について協議を行える仕組みを検討することで、市有施設以外での文化芸術環境の充実に努めていきます。

★ 4 : 市民とアーティスト等による施設改装プロジェクト…今後、設置、建て替え、改修が予定されている施設については、これまで行われてきた見学会や体験会に加え、アーティストと共同でアート作品の設置等を検討するなど、市民が文化や芸術を通じ愛着を持てる施設となるようにしていきます。

施 策 ②	◆特色ある文化芸術活動の支援	
	【説明】 国立市では、市民や文化芸術団体が主体となった多様な特色ある文化芸術活動が展開されています。特に、活動拠点の一つである芸小ホールでは、コンパクトながらも機動性を生かした既存の取組に加え、自然と芸術が共存する「芸術の散歩道」を創出する芸術祭として「くにたちアートビエンナーレ」が平成27（2015）年より開催されており、国立市の魅力を高めるための事業が数多く実施されています。また、郷土文化館では、緑川東遺跡出土大形石棒や本田家をはじめとした、国立市が育んできた歴史や文化に焦点を当てたさまざまな企画展が開催されています。 今後も、芸小ホールや郷土文化館の取組に対する支援強化を図っていくとともに、市民のニーズを踏まえ、東京2020大会の開催に向け展開されている文化プログラムの活用を検討するなど、国立市にふさわしいレガシーを創出できる取組や、まちににぎわいをもたらす事業の展開について検討を行っていきます。	
	主に合致する基本方針	（2）、（3）
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・芸小ホールの自主事業（くにたちアートビエンナーレ等）の支援 ・郷土文化館の自主事業（特別企画展等）の支援
今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ★1 「くにたちアートビエンナーレ」の新たな展開 ・新たなアートイベント（フェスティバル）の開催の検討 ★2 Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連事業の推進 	

★1：「くにたちアートビエンナーレ」の新たな展開…「くにたちアートビエンナーレ」は、財団が中心となって、これまでに2回開催され、野外彫刻展や、「Play Me I'm Yours Kunitachi 2018」などの事業が展開されてきました。今後は、これまでの事業の振り返りを行うとともに、市民や推進会議で出された意見を踏まえ、新たな展開が図られるよう、財団と協議を行っていきます。

★2：Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連事業の推進…Tokyo Tokyo FESTIVAL とは、東京2020大会に向け東京都が主導しているさまざまな文化事業の総称で、「TOKYO MET SaLaD

MUSIC FESTIVAL」※⁹や、「伝承のたまてばこ」※¹⁰事業など、数多くの事業が展開されてきました。今後は、Tokyo Tokyo FESTIVAL 連携事業や助成事業などの関連事業を通じ、国立市としても文化プログラムを展開するとともに、国立市の魅力を市内外に発信していきます。

施 策 ③	◆他施策と文化芸術活動の融合	
	【説明】 市では、平和、人権、多様性に関する施策をはじめとするさまざまな施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開が図られており、市が開催するイベントの多くで文化や芸術が活用されています。 今後も、イベント事業を中心に各施策や事業に積極的に文化や芸術の要素を取り込んでいくことで、くにたちらしい特色ある文化芸術活動を推進していきます。	
	また、芸小ホール等と連携しつつ、東京2020大会の開催に合わせ、文化面での盛り上げを積極的に図るなど、市全体を通じた気運醸成を図っていきます。	
	主に合致する基本方針	(2)
現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 市のイベントにおける文化芸術活動の展開 ◎ 2 文化芸術を組み合わせた平和事業等の展開 	
今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり等での文化芸術活動の拡充 ★Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連事業の推進【再掲】 	

◎ 1：市のイベントにおける文化芸術活動の展開…市では、「環境フェスタ」や「くにたちマルシェ」など、一見、文化や芸術と関連のないように思われるイベントにおいても、ダンスや音楽などのプログラムが行われています。今後も、これらの機会を確保するとともに、新たな活動機会の検討を進めていきます。

◎ 2：文化芸術を組み合わせた平和事業等の展開…市では、「人間を大切にする」という基本理念に基づき、平和、人権、多様性に関する事業を積極的に展開しています。特に平和事業では、「ふつうの日になったのか、原爆の日」展の開催や、平和組曲「祈る日」の作曲、

※9…通称「サラダ音楽祭」と呼ばれ、オーケストラとダンスのコラボレーションや楽器体験ワークショップ、街なかミニコンサートなど、フレッシュで多彩なメニューを展開する Tokyo Tokyo FESTIVAL の中心となる文化プログラム。

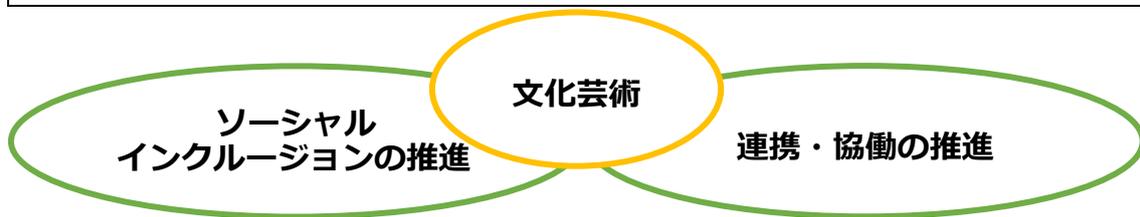
※10…「多摩伝統文化フェスティバル」として、八王子市を舞台にいくつもの伝統文化を紹介し、次世代に伝承する文化プログラム。

合唱団の構成による「祈る日」の披露、日常の平和にスポットを当てた「くにたち文学賞」の創設など、文化や芸術を組み合わせた取組を行っています。今後も、平和施策等の趣旨を尊重しつつ、文化や芸術を通じた事業展開を検討していきます。

4-IV 基本理念3：文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携し、及び協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること

【基本理念3のイメージ：文化や芸術と（で）「つながる」、「交わる」】

⇒さまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の出会いの創出や交流を促進していくことで、「つながり」を醸成していきます。また、文化や芸術が持つ、人と人とを結びつける「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）※11」を推進する力を活用し、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供していくことで、市全体を「開かれたまち」としていきます。



(3) 基本理念3の具体的な施策

施 策 ①	◆だれもが文化や芸術とつながる機会の充実	
	【説明】 芸小ホールでは、ホール等の施設における文化芸術活動の枠組みを超え、文化や芸術をより身近に感じてもらうと、アーティストをさまざまな場所へ派遣する文化芸術のアウトリーチ事業を展開しています。 今後は、芸小ホールの事業を中心としつつ、より広い分野にアウトリーチ事業を展開していくことや、平成30（2018）年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、しょうがい者による文化芸術活動の推進が図られるような取組を検討することで、あらゆる人々へ文化や芸術に触れる機会を充実させていきます。	
	主に合致する基本方針	(1)、(2)
	現在の主な取組	◎1「Meet the Artist」事業
	今後考えられる取組	・幅広い分野（教育、福祉、医療等）に向けたア

※11…だれもが社会や地域社会の一員として包括され、生きがいを持って生活できる状態を目指す概念

		ウトリーチ事業の拡大 ★1 しょうがい者の作品展示の拡充
--	--	---------------------------------

◎1 : 「Meet the Artist」事業…芸小ホールで展開されているアウトリーチ事業「Meet the Artist」は、本物の芸術にじかに触れることで、新鮮な驚きや感動、楽しさを体験してもらうとともに、芸術を身近に感じ親しんでもらうことを目的に、アーティストを学校や自治会などに派遣する事業です。現在は教育分野への派遣が主になっていますが、今後はこれをより幅広い分野へ拡充していけるよう、各主体と連携を図っていきます。

★1 : しょうがい者の作品展示の拡充…しょうがい者による文化芸術作品は、近年注目を浴びており、他の自治体などでは、「アールブリュット^{※12}展」のような展覧会も開催されています。国立市では、芸小ホールのギャラリーにおいて、事業所等で製作した作品の展示が行われていますが、今後は、他自治体の取り組みを調査、研究し、展示機会の拡充を図っていきます。

施 策 ②	◆文化や芸術を通じた世代間交流事業の推進	
	【説明】 世代間交流事業は、現在のところ、「ひらや照らす」でのイベントや、地区育成会の活動の一環として実施されており、これらの取組の中で文化や芸術が活用されています。 今後は、引き続き、これらの取組を支援していくとともに、今後整備が予定されている（仮）矢川プラスにおいても施設の特性を生かし、文化芸術活動を通じ、異なる世代が出会える場所や機会を設けることで、新たなつながりを醸成していきます。	
	主に合致する基本方針	(4)、(8)
	現在の主な取組	◎1 「ひらや照らす」における世代間交流事業の展開 ・地区育成会活動
今後考えられる取組	★1 （仮）矢川プラスでの世代間交流事業の展開	

◎1 : 「ひらや照らす」における世代間交流事業の展開…「ひらや照らす」は、住民主体に

※12…既存の美術や文化潮流にとらわれずに制作された芸術作品。加工されていない生（き）の芸術、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術の総称。

よる居場所づくり事業の一環として、市と市民の協働により平成29（2017）年に開設しました。「ひらや照らす」は、高齢者の居場所としての機能を持つ一方、多世代の交流が可能な地域の場を目指しており、さまざまな文化イベントを開催し、活発な世代間交流が行われています。

★1：（仮）矢川プラスでの世代間交流事業の展開…今後整備が予定されている（仮）矢川プラスは、「子ども」「高齢者」「にぎわい（地域）」をコンセプトとした複合公共施設であり、整備に向け現在、活用方法等に関するワークショップを開催しています。整備後は、施設の特徴を生かし、文化や芸術を活用した世代間交流事業の展開を検討していきます。

施 策 ③	◆地域の教育機関との連携、協働	
	【説明】 市では、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的に、市内を中心とした教育機関と包括連携協定を締結しています。第3章でも述べたとおり、国立音楽大学とは、連携・協力事項に「文化芸術に関すること」を明記し、主に芸小ホールにおいて、さまざまな連携した取組を展開しています。今後も、本協定に基づき国立音楽大学をはじめとする地域の教育機関と連携した事業を進めていきます。 また、現在のところ、連携協定を締結していない近隣の芸術系大学をはじめとする教育機関とも連携した事業展開が図れないか検討していきます。	
	主に合致する基本方針	（3）、（7）
	現在の主な取組	◎1くにたちデビューコンサート ・一橋大学の研究室と連携したレクチャーコンサートの開催
今後考えられる取組	★1芸術系の教育機関と連携した新たな事業の検討	

◎1：くにたちデビューコンサート…くにたちデビューコンサートは、国立音楽大学を巣立つ優れた若手音楽家に発表の機会を与えるとともに、その音楽活動の継続を支援する事業で、平成26（2014）年から開催されています。これまでも、オペラや室内楽から新しい分野である電子音楽まで、幅広いジャンルの創意工夫に富むコンサートが年2回程度開催され、多くの市民に親しまれています。

★1：芸術系の教育機関と連携した新たな事業の検討…現在は、主に音楽分野を中心に大学との連携を図っていますが、今後は、絵画、彫刻と言った美術系分野の大学をはじめとする教育機関との連携方法を模索し、新たな事業展開を検討していきます。

施 策 ④	◆アーティストの市内での活動支援	
	【説明】 芸小ホールでは、前述のとおり、芸小ホールにおいて「くにたちデビューコンサート」を開催するなど、若手アーティストの支援に努めてきました。 今後も、特に市外の若手アーティストを支援する手法を検討し、市内にアーティストを呼び込み、国立市とのつながりを醸成していくことで、市民の鑑賞機会の提供や活動への参加促進を図っていきます。	
	主に合致する基本方針	(2)、(7)
	現在の主な取組	・フィルムコミッション事業 ◎くにたちデビューコンサート【再掲】 ・市民一芸塾【再掲】
	今後考えられる取組	★1レジデンスプログラムの検討

★1：レジデンスプログラムの検討…レジデンスプログラムとは、通称「アーティスト・イン・レジデンス」と呼ばれ、各ジャンルの芸術制作を行う人物を一定期間滞在させ、作品制作を行ってもらう事業のことで、国内外のさまざまな都市で実施されています。滞在期間中は、アートの制作に加え、アーティストによるワークショップ等を通じ、地域と交流する機会が設けられるなど、市民の文化芸術鑑賞、体験機会の拡充につながることから、他市の事例を調査、研究し、国立市の実情に応じた新たなレジデンスプログラムの検討をしていきます。

施 策 ⑤	◆国内外都市との文化や芸術を通じた交流の促進	
	【説明】 市では、これまでも国内外の都市に児童や青少年を派遣し、その都市において文化交流を図るといった取組を実施してきましたが、平成30(2018)年10月に児童交流や防災協定等を通じ、長年交流を深めてきた北秋田市と、文化・教育・経済・観光等において広く市民相互の交流を図るべく、友好交流都市協定を締結しました。今後は、本協定に基づきさま	

<p>ざまな事業を展開していくこととなります。</p> <p>一方、国外では、くにたちの桜の実生の寄贈をはじめとする市民間交流が活発に行われてきたイタリアのルッカ市と、交流の推進を図るべく、「ルッカを知る研究会」を平成29（2017）年より開催しています。今後は、いっそうの交流の推進を図るべく、市や財団等において、文化や芸術を通じた事業連携の可能性を検討していきます。</p>	
主に合致する基本方針	(4)、(8)
現在の主な取組	<p>◎ 1 北秋田市との友好交流都市協定の締結</p> <p>◎ 2 ルッカを知る研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年国内派遣事業 ・ 青少年海外派遣事業
今後考えられる取組	<p>★ 1 友好都市との文化芸術交流事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 友好都市との文化芸術コンテンツとの連携

◎ 1：北秋田市との友好交流都市協定の締結…北秋田市は、平成17（2005）年に、4つの町が合併して誕生した市です。山林等の占める比率が高く、自然景観と山岳溪流を特徴とする緑あふれる自然豊かな都市で、市内には、国の指定史跡である「伊勢堂岱遺跡^{※13}」が所在しており、マタギの発祥の地としても知られています。国立市と北秋田市は、前身の旧合川町の頃から児童交流を行っており、近年では、同市の伝統行事である「まと火」を通じた市民交流や災害時の相互応援協定の締結など長年交流や連携を深めてきたことから、さらなる親善と振興を図るため、平成30（2018）年10月18日に友好都市協定を締結しました。

◎ 2：ルッカを知る研究会…ルッカを知る研究会は、国立市とルッカ市の交流の推進に向け、ルッカ市について理解を深めるため、市とさまざまな分野から日伊文化交流に取り組んでいる「日伊櫻の会」が共催で開催している事業です。ルッカ市の歴史、芸術、食文化等、幅広い視点に立った研究会を開催しています。

★ 1：友好都市との文化芸術交流事業の促進…市では、北秋田市との友好交流都市協定に基づき、北秋田市の伝統文化を体験してもらう取組として、毎年北秋田市で行われている伝統文化体験学習会に国立市民にも参加してもらえる事業を開始する予定です。

※13…縄文時代後期前葉（約4000年前）の環状列石を主体とする遺跡。ほかに、配石遺構、掘立柱建物跡、土壙墓、捨て場など多くの祭り、祈りの施設が発見された。保存状態が良く、学術的価値が高いことから、平成13（2001）年に国の史跡に指定された。

施 策 ⑥	◆多文化共生の推進	
	【説明】 国立市には、1500人を超える外国人が居住しており、通学や通勤者を含めると、さらに多くの外国籍の人々が国立市で活動しています。 市では、これまでも市民が異なる文化を持つ人々と交流することにより、互いの文化を理解し合えるよう、外国籍懇談会をはじめとする多文化共生事業を実施してきました。今後は、ルッカ市等との連携事業などを通じ、いっそうの理解促進に努めていきます。	
	主に合致する基本方針	(4)、(8)
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルカフェ ・外国籍懇談会の開催 ・多文化共生講座の開催 ◎ルッカを知る研究会【再掲】 ・青少年海外派遣事業【再掲】
今後考えられる取組	★友好都市との文化芸術交流事業の促進【再掲】	

4-V 基本理念4：文化や芸術を楽しみ大切にすゝる気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること

【基本理念4のイメージ：文化や芸術を「育む」、「伝える」】

⇒未来を担う子どもたちへ文化や芸術、地域の伝統文化に触れる機会を提供し、その環境の確保を図ることで、感受性や創造性を豊かにするとともに、地域への愛着が育まれるようにしていきます。

一方、国立市の貴重な文化財や伝統文化を確実に継承するとともに、市民をはじめ、多くの人々に触れてもらえるよう、適切な保護と積極的な活用を図っていきます。



(4) 基本理念4の具体的な施策

施策 ①	◆文化芸術教育の推進	
	【説明】 市では、学校教育における文化芸術活動として、青少年音楽フェスティバルをはじめとするさまざまな取組を行っています。 また、郷土文化館では、所蔵されている資料を活用し、小学生の体験学習として「民具案内」を実施するなど、実践的に郷土文化を学ぶ取組も行われています。 今後も、これらの取組を継続するとともに、芸小ホール事業を教育活動に活用することや所蔵資料の積極的な活用などを通じ、子どもたちへの文化芸術教育の推進を図っていきます。	
	主に合致する基本方針	(6)、(7)、(8)
	現在の主な取組	◎ 1 青少年音楽フェスティバル ・ 邦楽鑑賞教室 ・ 音楽鑑賞教室 ・ 郷土文化館における民具案内
今後考えられる取組	★ 1 芸小ホール事業の教育活動での活用 ・ 所蔵資料の積極的な活用	

		・郷土文化館による学校等への出前講座
--	--	--------------------

◎ 1：青少年音楽フェスティバル…国立市内の公立・私立小中学校の吹奏楽部・金管バンドや合唱部などの音楽団体が集い、音楽で表現し合う青少年音楽フェスティバルは、平成26（2014）年より開催されています。第5回目の開催となった平成30（2018）年には、公立・私立小中学校を合わせて12校の児童、生徒の約560名が参加し、日頃の練習の成果を披露しました。

★ 1：芸小ホール事業の教育活動での活用…市立小中学校では、教育委員会の方針等に基づき、各校ごとに毎年度教育課程を編成しています。今後は、この教育課程の中に芸小ホールの事業を組み込むことを検討するなど、各校における文化芸術教育の充実を図っていきます。

施 策 ②	◆子どもたちへの文化芸術体験機会の提供の拡充	
	【説明】	
	<p>市や芸小ホールでは、学校教育に加え、子どもや青少年に向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供しています。また、地区育成会においても、地域の実情に応じつつ多様な文化芸術体験の機会が提供されています。</p> <p>今後も、既存事業や新規事業の展開により子どもたちに文化や芸術と触れ合える機会を数多く設けるとともに、その情報を積極的に発信することで、より多くの子どもたちが文化や芸術を体験できるよう取り組んでいきます。</p>	
	主に合致する基本方針	(3)、(6)、(7)、(8)
現在の主な取組	<p>◎Meet the Artist【再掲】</p> <p>◎「ひらや照らす」における世代間交流事業の展開【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年国内派遣事業【再掲】 ・青少年海外派遣事業【再掲】 ・地区育成会活動による文化芸術体験機会の提供 	
今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術イベントマップ・カレンダーの作成【再掲】 	

		<p>★友好都市との文化芸術交流事業の促進【再掲】</p> <p>★（仮）矢川プラスでの世代間交流事業の展開【再掲】</p> <p>★1 学校を活用した夏季休業期間中の文化芸術講座の開設</p> <p>・小さな子どもがいる家族も参加しやすいコンサートや子ども向けコンサートの開催</p>
--	--	---

★1：学校を活用した夏季休業期間中の文化芸術講座の開設…国立第二小学校では、地区育成会活動の一環として「二松^{にまつ}クラブ」という夏季特別講座が開催されています。「二松クラブ」は、夏季休業期間中に地域の人材を活用して、子どもたちにさまざまな文化芸術体験の機会を提供しており、今後は、これをモデルケースとし、地域のニーズと実情に応じ、夏季休業期間中の文化芸術講座の開設を検討していきます。

施 策 ③	◆文化財の適切な保護と積極的な活用	
	<p>【説明】</p> <p>第3章でも述べたとおり、国立市には、国指定3、都指定3、市指定22の計28の指定文化財と、国登録6、市登録86の計92の登録文化財があります。文化財は、歴史の中で大切に育まれてきた市民の、ひいては国民の財産であり、これらを適切に保護していくことは市の責務と言えます。</p> <p>これらの貴重な文化財を次世代に継承すべく、市指定、登録文化財の件数を増加させ、着実な保護に努めます。一方、本田家住宅やその所蔵資料、緑川東遺跡出土の大形石棒などの文化財を積極的に活用することで、文化財への理解や認知度の向上に努めていきます。</p>	
	主に合致する基本方針	(6)、(7)
現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・旧国立駅舎の再築 ・本田家住宅保存活用計画の策定 ・文化財関連講演会の開催 ・市指定文化財への保護助成 ・埋蔵文化財の調査 ・郷土文化館における民具案内【再掲】 	

	今後考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本田家所蔵資料をはじめとする資料調査の推進 ・所蔵資料の積極的な活用【再掲】 ★ 1 本田家住宅の再築 ★ 2 文化ボランティアスタッフの養成
--	-----------	---

★ 1 本田家住宅の再築…本田家住宅は、平成 28（2016）年に市に寄贈された後、建物の状況調査と保存活用計画の策定を進めてきました。また、建物自体は老朽化が進行し、倒壊の危険性も指摘されていたことから、平成 31（2019）年より耐震性を向上させる応急補強工事を実施する予定です。今後は、東京都の文化財指定を目指していくとともに、建物と同様に寄贈を受けた資料群も含め、市民をはじめとした多くの人々に公開し、国立市の歴史文化の発信拠点とするとともに、他市等と連携し、観光等においても積極的に活用できるよう、解体・復元工事を実施していく予定です。

★ 2 文化ボランティアスタッフの養成…本田家住宅では、特別公開時に観光まちづくり協会より観光案内人の派遣を受けています。観光案内人は、訪れた人々に本田家の歴史や魅力を解説しており、非常に好評を得ていることから、今後は本田家をはじめとする市内全般の文化財に携わってもらえるボランティアの養成を検討していきます。

施 策 ④	◆地域文化の継承と担い手の育成	
	【説明】 国立市では、文化財をはじめとする歴史文化遺産以外にも、各地域で行なわれている祭りや行事が数多く残っています。市民の手によって継承されてきた貴重な地域文化を次世代に継承していけるよう、今後も支援を継続するとともに、文化ボランティアスタッフの養成等を通じ、担い手の育成にも努めていきます。	
	主に合致する基本方針	(6)、(7)
	現在の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成による地域文化継承の支援 ・古民家における伝統行事の再現事業
	今後考えられる取組	★文化ボランティアのスタッフ養成【再掲】

【表4】 施策及び今後の取組と対応する課題一覧表

基本理念1：文化と芸術に関する活動に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その積極的な活動の支援を図ること

施策	現在の主な取組	今後考えられる取組	主な背景・現状・課題
施策① 市民の文化や芸術に関するニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査（文化・芸術活動、歴史・文化遺産） ・ 芸小ホール、郷土文化館の利用者アンケート ・ 芸小ホール利用者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 文化や芸術に特化したアンケート調査の実施 ・ 他施設における利用者懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ニーズ把握のための多角的な調査方法の検討
施策② 市民の文化芸術活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ くにたち市民文化祭 ・ くにたち市民音楽祭 ・ ホールとグランドピアノのシェア・プログラム ・ 文化芸術関連講座・講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 市民参加型事業の実施 ・ 出張講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民の手によって築かれた「文教都市くにたち」 ◆ 活動場所、活動機会の確保 ◆ 文化芸術団体の活性化
施策③ 市内で行われる文化や芸術情報の積極的な収集、発信、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークル団体紹介 ・ 市報等、市が発行している各種刊行物による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を活用した情報発信 ・ 文化芸術イベントマップ・カレンダーの作成 ★ 1 文化芸術情報の一元的な発信方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の拠点で行われる文化芸術活動の可視化 ◆ 文化芸術団体間の連携強化
施策④ 地域アーティストの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一芸塾 ・ ホールとグランドピアノのシェア・プログラム【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 アーティストバンクの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民の手によって築かれた「文教都市くにたち」 ◆ 活動場所、活動機会の確保

基本理念 2 : 特色ある文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとすること

施策	現在の主な取組	今後考えられる取組	主な背景・現状・課題
施策① 文化芸術環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・芸小ホール、郷土文化館をはじめとする文化施設の管理・運営 ・旧国立駅舎再築見学会の開催 ・古民家萱葺き替え工事に伴う見学会、体験会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 文化と芸術が香る公共施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や公共空間の積極的な活用 ★ 2 公共施設への文化芸術作品の展示の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の機能維持及び向上 ★ 3 民間施設の活用推進 ★ 4 市民とアーティスト等による施設改装プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ◇劇場、音楽等の活性化に関する法律の施行 ◆設備面を含めた施設の老朽化 ◆新たな課題に応じた既存施設の機能強化
施策② 特色ある文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・芸小ホールの自主事業(くにたちアートビエンナーレ等)の支援 ・郷土文化館の自主事業(特別企画展等)の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 「くにたちアートビエンナーレ」の新たな展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなアートイベント(フェスティバル)の開催の検討 ★ 2 Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇劇場、音楽等の活性化に関する法律の施行 ◆東京2020大会の開催
施策③ 他施策と文化芸術活動の融合	<ul style="list-style-type: none"> ◎市のイベントにおける文化芸術活動の展開 ◎文化芸術を組み合わせた平和事業等の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり等での文化芸術活動の拡充 ★Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連事業の推進【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合的な文化芸術施策の推進 ◆東京2020大会の開催

基本理念3：文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携し、及び協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること

施策	現在の主な取組	今後考えられる取組	主な背景・現状・課題
施策① だれもが文化や芸術とつながる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「Meet the Artist」 事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い分野（教育、福祉、医療等）に向けたアウトリーチ事業の拡大 ★ 1 しょうがい者の作品展示の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◇文化芸術基本法の改正 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
施策② 文化や芸術を通じた世代間交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「ひらや照らす」における世代間交流事業の展開 ・ 地区育成会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 （仮）矢川プラスでの世代間交流事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちの文化芸術環境の充実
施策③ 地域の教育機関との連携、協働	<ul style="list-style-type: none"> ◎ くにたちデビューコンサート ・ 一橋大学の研究室と連携したレクチャーコンサートの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 芸術系の教育機関と連携した新たな事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育機関との連携強化
施策④ アーティストの市内での活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルムコミッション事業 ◎ くにたちデビューコンサート【再掲】 ・ 市民一芸塾【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 新たなレジデンスプログラムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化芸術団体の活性化 ◆文化芸術団体間の連携強化 ◆活動場所、活動機会の確保
施策⑤ 国内外都市との文化や芸術を通じた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 北秋田市との友好交流都市協定の締結 ◎ ルッカを知る研究会 ・ 青少年国内派遣事業 ・ 青少年海外派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 友好都市との文化芸術交流事業の促進 ・ 友好都市との文化芸術コンテンツとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちの文化芸術環境の充実
施策⑥ 多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルカフェ ・ 外国籍懇談会の開催 ・ 多文化共生講座の開催 ◎ ルッカを知る研究会【再掲】 ・ 青少年海外派遣事業【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 友好都市との文化芸術交流事業の促進【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化芸術団体の活性化 ◆子どもたちの文化芸術環境の充実

基本理念4：文化や芸術を楽しみ大切にすること、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること

施策	現在の主な取組	今後考えられる取組	主な背景・現状・課題
施策① 文化芸術教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 青少年音楽フェスティバル ・ 邦楽鑑賞教室 ・ 音楽鑑賞教室 ・ 郷土文化館における民具案内 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1 芸小ホール事業の教育活動での活用 ・ 所蔵資料の積極的な活用 ・ 郷土文化館による学校等への出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育機関との連携強化 ◆ 子どもたちの文化芸術環境の充実
施策② 子どもたちへの文化芸術体験機会の提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◎ Meet the Artist【再掲】 ◎ 「ひらや照らす」における世代間交流事業の展開【再掲】 ・ 青少年国内派遣事業【再掲】 ・ 青少年海外派遣事業【再掲】 ・ 地区育成会活動による文化芸術体験機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術イベントマップ・カレンダーの作成【再掲】 ★ 友好都市との文化芸術交流事業の促進【再掲】 ★ (仮) 矢川プラスでの世代間交流事業の展開【再掲】 ★ 1 学校を活用した夏季休業期間中の文化芸術講座の開設 ・ 小さな子どもがいる家族も参加しやすいコンサートや子ども向けコンサートの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたちの文化芸術環境の充実
施策③ 文化財の適切な保護と積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧国立駅舎の再築 ・ 本田家住宅保存活用計画の策定 ・ 文化財関連講演会の開催 ・ 市指定文化財への保護助成 ・ 埋蔵文化財の調査 ・ 郷土文化館における民具案内【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本田家所蔵資料をはじめとする資料調査の推進 ・ 所蔵資料の積極的な活用【再掲】 ★ 1 本田家住宅の再築 ★ 2 文化ボランティアスタッフの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 文化財保護法の改正 ◆ 地域的、歴史的価値を有する文化財の保護 ◆ 市所有文化財の適切な保存と積極的な活用
施策④ 地域文化の継承と担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ助成による地域文化継承の支援 ・ 古民家における伝統行事の再現事業 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 文化ボランティアスタッフの養成【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 文化財保護法の改正 ◆ 地域的、歴史的価値を有する文化財の保護

第5章 計画の推進体制

5-I 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市や文化芸術団体が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた事業展開を行っていきます。また、施策・事業の進捗状況や成果を把握するため、推進会議が内容や進捗状況等について定期的に確認・点検を行い、必要に応じて改善を図っていきます。

また、国立市の文化と芸術をより豊かに推進していくため、新たな事業展開や団体間、市民間の調整を図る推進体制の構築を検討していきます。

(1) 行政

行政には、市民をはじめとした人々に文化芸術活動が行える環境を整備することや、文化芸術活動が行いやすいシステム・制度の構築などの土壌づくりが求められています。この視点を重視しつつ、引き続き、市内外の関係者と連携・協働しながら文化芸術施策の推進を図っていきます。

また、第2章でも述べたとおり、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られることにより、他の施策が推進していくことが期待されています。そのため、計画策定にあたっての庁内検討委員会であった「(仮称)国立市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会」を元に、新たに「国立市文化芸術推進基本計画委員会」を設置し、特に庁内の施策・事業を推進していくために必要な調査、分析、情報交換、連絡調整を行っていくとともに、進捗状況の確認を行っていきます。

(2) 文化芸術団体

第3章でも述べたとおり、市内にあるさまざまな文化芸術団体は、今後計画を推進していくにあたり必要不可欠な存在であると言えます。芸小ホール、郷土文化館等を運営し、市内全体の文化芸術振興を図っている財団、国立市のまちなみや魅力の向上の大きな役割を果たしているギャラリー等の民間事業者、そして、市民の生きがいや生活の質の向上に寄与している芸術連盟や文化団体などをはじめ、それぞれの団体が持つ特性に応じた活動や事業展開が図られることにより、市内には、文化と芸術の香りがもたらされています。

今後は、市との連携強化による魅力的な事業の検討、実施、文化芸術団体間の交流の促進や別分野の団体との連携によりいっそう活性化を図り、本計画の施策、事業を推進していきます。

(3) 推進会議

推進会議は、前述のとおり学識経験者2名、文化芸術関係者5名、学校教育関係者1名、市民2名の10名で構成され、教育委員会からの諮問に応じ計画案の策定に向け、検討を行ってきました。

今後は、施策・取組の進捗状況や成果を把握するため、施策・取組内容について定期的に点検・評価を行い、必要に応じ改善を要する等の意見を述べていくとともに、多様な見識に基づいた新たな取組等を提案していくことにより、文化芸術施策のそのものの推進にも寄与していきます。

(4) 新たな推進体制の検討

計画策定に関する検討では、今回策定した施策や今後考えられる取組を推進していくにあたり、昨今、他の自治体でも導入が進められているアーツカウンシル^{※14}のような新たな機能を有した推進体制の構築について議論がなされました。

新たな推進体制に求められるのは、「つながりをデザインする」機能です。具体的には、①市内の文化芸術活動に関する情報を集約し、発信する機能、②文化や芸術に関わる団体と団体や人と人をつなぐハブ機能、③文化や芸術に関するさまざまな需要に応じるコーディネート機能等を有しているとともに、今後実施が考えられる取組のうち、新規事業の企画立案をし、実施を担うことで、国立市の新たな文化と芸術の可能性を見出し、裾野を広げるとともに、新たな出会いをもたらすことが期待されます。運営にあたっては、全世代が参画し相互交流が図れるよう、また、その時々における課題やニーズに応じ、事業バランスを調整するなど柔軟な運営システムとしておく必要があります。

今後は、同様の機能を持った他市事例等を調査・研究するとともに、現在、芸小ホールを管理・運営している財団とも調整を図りつつ検討を進めていきます。

※14…「芸術評議会」「アートの議会」と呼ばれ、文化芸術に対する助成を基軸に、政府・行政組織と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。第二次世界大戦後のイギリスで誕生した機関であり、日本でも都道府県では東京都や大阪府、市区町村では新潟市、浜松市などで設置されている。

【図5】PDCA体制

